

相関社会科学

第 32 号

《一般論文》

帰結主義における行為とそれ以外

——その焦点、参照点、レベル…………… 高橋 礼 (3)

社会意識論から見る「自由主義史観」

——戦後教育運動とビジネス書との共鳴…………… 安東 慶太 (21)

《書評論文》

誰かに対する義務において要求は中心を成すか？

——不確実性と人類の負う義務の観点から…………… 柴田 龍人 (39)

「理想ぎらい」への処方箋

——『ユートポフォビア』の批判的検討…………… 若林 悠人 (45)

『自制としての表現の自由』の批判的検討

——表現の自由の中立性…………… 大工 章宏 (51)

英文要約…………… (58)

序

『相関社会科学』編集委員会

本誌『相関社会科学』は、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻（相関社会科学コース）が中心となって発刊している学術誌である。学際的・総合的な社会科学研究の創造と進展を目的とし、1990年の創刊から今回で第32号を迎える。

本号の構成はつぎの通りである。まず本号の中心となる論文2編は、一般公募によるものである。一般公募には4編の応募があった。例年と同じく、すべての論文にかんして匿名の複数のレフェリーによる厳正な審査がおこなわれ、この2編が掲載されることとなった。惜しくも掲載に至らなかった論文もふくめ、投稿していただいた方々、レフェリーの方々、そのほか本号の作成にご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

公募論文に続いて、書評論文を3編掲載した。相関社会科学コースの日常的な関心を知っていただく一助になれば幸いである。

帰結主義における行為とそれ以外

—その焦点、参照点、レベル—

高橋 礼

1. はじめに

帰結主義は伝統的に行為の道徳的評価に主要な関心を寄せてきた。では、帰結主義は行為以外の対象をいかに評価できるのだろうか。

行為以外のものを評価する理論資源が帰結主義の内部にないわけでは決していない。1950年代以降は、規則帰結主義が行為帰結主義の対抗案として盛んに論じられており、その後登場した動機帰結主義や徳帰結主義といった亜型も一定の影響力を持っている (Urmson [1953], Brandt [1963], Adams [1976], Driver [2001])。2000年以降には、行為や規則に限定せず、あらゆる対象を帰結主義的に評価することで一つの理論的極北へ至る全域帰結主義までもが提案されている (Pettit and Smith [2000], Kagan [2000])。20世紀中期から現在までの帰結主義の歴史を、行為以外の対象の評価の様態とその是非をめぐる論争過程であるとまとめてもあながち間違いではないだろう。

以上の理論史的展開にもかかわらず、帰結主義にまつわる用語法の混乱や適切な整理枠組みの不在が、行為以外のものを評価する際に帰結主義がとりうる形態についての理解を妨げてきたように思われる。そこで本稿は、行為以外の道徳的評価について帰結主義が取りうる、そして取るべき形態を明らかにすることを目的とし、次の二つのことを行う。まず、行為以外の対象の評価をめぐる帰結主義理論の概念的可能性を適切に理解するための整理枠組みを提示する。これは帰結主義諸理論の立場を論点ごとに正確

に腑分けすることで、帰結主義一般の理解に貢献する枠組みである。次に、この枠組みを用いつつ、その概念的可能性のうちでも説得的と考えられる帰結主義の形態の特定を行う。

具体的には次のような手順で議論は進む。Ⅱ節では、「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの概念を導入し、帰結主義一般を理解するために有効な整理枠組みを提示する。しばしば見落とされてきたが、この三つの観点を区別することは、行為以外の対象の評価をめぐる帰結主義の諸形態の内で擁護可能な形態とそうではない形態を分かつため、また概念の混乱に陥ることなくその検討を進めるために不可欠である。この点は本稿全体の議論を通じて示す。続くⅢ節では、焦点・参照点・レベルという三つの観点から帰結主義内部で採用しうる立場を網羅的に検討することで各立場の問題点を確認し、維持可能な立場を選り分ける。

結論を先取りして示そう。Ⅲ節を通じて、帰結主義の中で他と比較して説得的なのは本稿で〈行為・局所的 直接 複層 帰結主義〉、〈行為・局所的 間接 複層 帰結主義〉と呼ぶ二つの立場であると主張する。

方法論について本稿は次のようなアプローチを採用する。Ⅲ節で諸立場の比較評価を行う際には、それが帰結主義内部で概念的に成り立ちうる他の立場と比較して、一見したところの難点を免れているかという観点を重視する。なぜなら、一見したところの難点を有する立場はその難点を甘受しつつもその他の論点における自

説の優位性を示すことで正当化するか、そもそも難点などないと説得的に示さなければならぬという理論的コストを多少なりとも抱えるためである。

もちろん、一見したところの難点や理論的コストの有無は理論の優劣において決定的なものではない。しかしこの方法により、限られた紙幅でも、帰結主義理論として擁護しうる数多の選択肢の中からある立場を擁護する際の困難が浮き彫りになると期待される。

II. 概念の整理と用語法の導入

II.1. 帰結主義の理解

まず、帰結主義という立場について本稿の議論に必要な限りの簡明な説明を試みる。大雑把に言えば、最も優れた帰結をもたらすような対象とそれのみが正しい、というのが標準的な帰結主義の核心となる主張である。

まず問題となるのは、「最も優れた帰結をもたらす」という箇所である。帰結主義道徳理論において、価値の担い手となるのはあることの帰結としてもたらされる世界の事態であり、世界の事態以外の道徳的ステータスはそれが最善の世界の事態とどのような関係にあるかによって決定される。以上を踏まえ、帰結主義を、事態の善さとしての価値論から派生的に他のもの（通常は行為）の道徳的評価を導出する立場として一般的に理解できる。

では、帰結主義は価値論からいかなる類の道徳的評価を引き出すのか。「正しい」という箇所は、帰結主義が行為者の選択に対して正負の当為論的（deontic）評価を与える理論であることを示している。すなわち、それは「正しさ」の評価を通じて一定の選択を行為者に要請する理論である。ただしこの段階では、選択の対象は行為に限定されないことに注意してほしい。

II.2. 三つの論点：焦点、参照点、レベル

以下では帰結主義の類型を整理する。帰結主義をめぐる数ある論点の中でも、「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの論点は行為以外のものについての道徳的評価の様態に関して特に大きな重要性を持つ。そうでなくても、あらゆる帰結主義者は理論を完全な形で提示するためには、少なくともこの「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの論点についての自説の見解を明らかにする必要がある。しかし、後にも見るように、この三つの区別は用語法の混乱も相まって従来の帰結主義研究で十分に意識されてきたとは言い難い。以上の事情より、本稿はこの三つの論点に注目した整理枠組みを提示することを目的の一つとする。

三つの論点についての立場を明らかにしたそれぞれの理論は、三つの論点に対応した次の定式の変項 x , y , z を埋めることで本稿での呼称が与えられる。

「 x y z 帰結主義」

例えば、「行為帰結主義」と通常称される立場は、その最も一般的な形態では、〈行為-局所的 直接 複層 帰結主義〉と本稿の整理で呼ばれるものである。ここでは変項 x に「行為-局所的」が、 y に「直接」が、 z に「複層」がそれぞれ代入されている。

変項 x , y , z はそれぞれ「焦点」、「参照点」、「レベル」という三つの論点に対して提示される立場に対応している。この三つについて以下で順に説明する。

II.3. 焦点とは何か

まず、焦点⁽¹⁾とは、帰結主義理論が正しさの当為論的評価を帰属しようとする対象のタイプのことである。規則帰結主義を含め、ほとんどの帰結主義において焦点の位置を占めるタイプ

は行為である。しかし、規則、徳など行為以外のものを焦点とする帰結主義を構築することが可能である。また、全域帰結主義は、焦点を行為を含めたあらゆる対象に拡張する。

全域帰結主義以外の立場——つまりあらゆる対象タイプには焦点を拡張しない立場——を「局所的帰結主義」と呼ぶ。本稿では、ある局所的帰結主義がどの対象タイプを焦点として位置付けているかを明らかにすることができる場合には、それを「局所的」の前に明示することにする。例えば、行為のみを焦点とする立場は本稿では〈行為-局所的帰結主義〉、規則のみを焦点とする立場は〈規則-局所的帰結主義〉と呼ぶ。

II.4. 参照点とは何か

参照点は、焦点の評価をいかにして行うかという論点に関わる。焦点と同様に、行為、規則、動機といったあらゆる対象タイプが参照点でありうる。

直接帰結主義と間接帰結主義の対立は参照点をめぐるものである。ある帰結主義の立場が、ある対象の評価をその対象それ自体のもたらす帰結によって判断するとき、それは「直接帰結主義」と呼ばれる。逆にある対象を、それと一定の関係にある別のものもたらす帰結を参照することにより評価する場合その立場は「間接帰結主義」と呼ばれる。例えば、「行為帰結主義」と通常呼ばれる立場は、その焦点となる行為の当為論的ステータスをその行為自体のもたらす帰結によって判定するため直接帰結主義である。一方、「規則帰結主義」と通常呼ばれる立場は、その焦点となる行為の当為論的ステータスを、その行為自体ではなくその行為が最善の帰結をもたらす規則に沿うものであるかを参照することによって判断するため間接帰結主義である。規則帰結主義は間接帰結主義のうちで最も有名な形態であるが、参照点を規則ではな

く例えば動機や徳と考える間接帰結主義は、それぞれ「動機帰結主義」、「徳帰結主義」と通常呼ばれる。本稿ではある間接帰結主義の立場がどの対象タイプを参照点としているのかを一目見て明らかにするため、その対象タイプを「間接」の前に明示することにする。例えば、動機を参照点とする間接帰結主義は「動機-間接帰結主義」と呼ぶ。

参照点ではなく焦点を行為以外のものに同定する〈動機-局所的 直接 帰結主義〉、〈徳-局所的 直接 帰結主義〉も混濁的に「動機帰結主義」、「徳帰結主義」と呼ばれることがあるが、これらは〈行為-局所的 動機-間接 帰結主義〉、〈行為-局所的 徳-間接 帰結主義〉とは当為論的評価の割り当てにおいて異なる立場であり、明確に区別されなければならない。焦点と参照点を峻別する本稿の整理枠組みが必要である理由の一端はここにある。

なお、「間接帰結主義」という用語については、論者によって異なる理解がなされており、これも帰結主義の適切な理解を妨げている。ジュリア・ドライバー (Driver [2020: 463]) は、「間接」が指すものは、(1)「正しい」行為は諸規則など、他のものによる帰結の関数であると考えられる立場、(2)直接的に帰結主義的考慮により導かれていなくても帰結主義的に優れた者でありうると考える立場の二つがあると指摘している⁽²⁾。不要な概念の混乱を回避するため、このいずれかを選択すべきであるが、すでに明らかであるように本稿は用法(1)を採用する。管見の限りでは、現在の帰結主義研究者の多数派が(1)の用法を採用しているためである。理由の第二として、用法(2)はその出自の正統性に若干の懸念がある。行為の正しさの基準と意思決定の基準の区別を提示した初期の論者らは「間接帰結主義」という用語を用いていない(Bales [1971], Railton [1984], Brink [1986], Pettit and Brennan [1986])。レイルトンはむしろ、意思決定の基準

に道徳原理を直接適用する必要はないという自身の擁護する立場が規則帰結主義などの間接帰結主義と混同されることのないよう注意を促している(Railton [1984: 156])。しかし、用法(2)で議論を展開する論者は意思決定の基準に道徳原理を直接に適用する必要はないという立場を「間接帰結主義」と呼びつつ、その立場の源流をレイルトンを含む初期の論者に帰す(Cocking and Oakley [1995: 87], Mason [1998: 386], Cox [2005: 72], Tedesco [2006: 567], Wiland [2007: 276], 安藤[2007: 59; 2017: n14])。

「間接帰結主義」と呼ばれる二つの立場を峻別しそれぞれに対応する名称を与えなければ、帰結主義の構造を適切に理解し検討することはできない。したがって、本稿の提示する整理枠組みは、用法(1)に「直接帰結主義」/「間接帰結主義」、用法(2)に「単層帰結主義」/「複層帰結主義」という語を充て、参照点をめぐる論点とレベルをめぐる論点として明確に区別する。

II.5. レベルとは何か

レベルとは、単層帰結主義と複層帰結主義の対立をめぐる論点である⁽³⁾。単層帰結主義は、ある同一の道徳原理が正しさの基準と意思決定

方法の基準の両方に妥当すると考える立場である。例えば、この立場を採用する功利主義者であれば、最大幸福を実現せよという功利の原理が行為の正しさの基準としてのみならず、個々の意思決定方法としても用いられなければならないと考えることになる。対照的に、複層帰結主義は、ある道徳原理が与えるのは正しさの基準のみであり、意思決定方法については他の基準——例えば、経験則や道徳的直観、法など——を用いることを許容する立場である。

II.6. 整理図式

ここまで導入した概念を用いて、様々な帰結主義の類型を整理できる。本稿の提示する整理枠組みは以下の図によりその概観が理解される。

図中の四つの表の各行はある立場が直接帰結主義を採用しているのか間接帰結主義を採用しているのかを示す。各列はある立場が単層帰結主義を採用しているのか複層帰結主義を採用しているのかを示す。そして、表1、表2、表3、表4ではそれぞれ焦点が行為、規則、社会制度、瞳の色となっているが、これらを含め、焦点をあらゆる対象に拡大する立場は全域帰結主義、それ以外の立場は局所的帰結主義である。

図：帰結主義の諸類型

表1 焦点：行為 (act)

	SC	MC
DC	ADSC	ADMC
IC	AISC	AIMC

表2 焦点：規則 (rule)

	SC	MC
DC	RDSC	RDMC
IC	RISC	RIMC

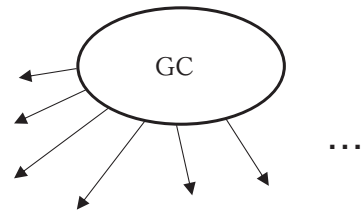


表3 焦点：社会制度

(social institution)

	SC	MC
DC	SDSC	SDMC
IC	SISC	SIMC

表4 焦点：瞳の色 (eye color)

	SC	MC
DC	EDSC	EDMC
IC	EISC	EIMC

各セル内のアルファベットの組み合わせはそれぞれ以下に列挙する立場に対応している。下記のリスト最後尾の四行（ADSC, ADMC, AISC, AIMC）は表1に対応する立場のみ示しているが、表2、3、4…については焦点が行為ではなく他のもの（規則、社会制度、瞳の色、etc.）に置き換わるといふ点以外はこの四行と同様の立場に対応している。

DC：直接帰結主義（direct consequentialism）

IC：間接帰結主義（indirect consequentialism）

SC：単層帰結主義（single-level consequentialism）

MC：複層帰結主義（multi-level consequentialism）

GC：全域帰結主義（global consequentialism）

ADSC：行為-局所的 直接 単層 帰結主義（act-local direct single-level consequentialism）

ADMC：行為-局所的 直接 複層 帰結主義（act-local direct multi-level consequentialism）

AISC：行為-局所的 間接 単層 帰結主義（act-local indirect single-level consequentialism）

AIMC：行為-局所的 間接 複層 帰結主義（act-local indirect multi-level consequentialism）

なお、四つの表で焦点とされている行為、規則、社会制度、瞳の色というものは単なる例示に過ぎない。

この図は次のことを視覚的に示している。まず、直接帰結主義/間接帰結主義の軸と単層帰結主義/複層帰結主義の軸は直交するものであり、組み合わせに応じた四つの立場が生じる。この四象限は選択した焦点ごとにそれぞれ問題となる。そして、あらゆるものを焦点として選択する全域帰結主義は、四象限の可能的立場をすべての対象について抱えることになる。

本稿で焦点、参照点、レベルと呼ぶ三つの論点の区別を認める論者はいないわけではないが、明示的にこれを取り上げて整理するものや論点の交差から生じる概念空間を検討するものは見当たらない。

本稿で提示する整理枠組みに近いが重要な点で大きく異なる典型的な例としてはシェリー・ケーガンによる整理が挙げられる（Kagan [2000]）。ケーガンの整理では、ある帰結主義理論がなんらかの意味で評価の対象とするものが「評価的焦点」と呼ばれる。そのうちでも、対象それ自体がもたらす価値に照らした直接的な

評価の対象となるのが「第一評価的焦点」である。行為帰結主義と規則帰結主義の対立は、第一評価的焦点を行為に同定するのか、第一評価的焦点を規則に同定し行為には規則より派生する間接的な評価を与えるのかをめぐるものとして理解される。

それ自体が最善の帰結をもたらすか、という観点から直接的に評価される対象だけは「第一評価的焦点」と呼ばれ通常の評価的焦点と区別されているが、しかし、ケーガンの整理では正しさという当為論的ステータスの帰属対象となるタイプと単に派生的に評価の対象となるタイプの区別が捉えられない。

例えば、ケーガンの整理は、規則帰結主義と通常呼ばれる〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉が正しさという性質の一義的な帰属先としているのはあくまでも行為であり、ただ規則からの派生的な評価を行為に付与しているだけではないという点を捉えることができない。同時に「規則帰結主義」というタームに〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉と〈規則-局所的 直接 帰結主義〉という二つの異なる解釈を許すことにもなる。そのために二つの立場の区別を

曖昧にさせてしまい問題含みである。裏を返せば、本稿の整理を用いることでケーガンの整理では混同されていた〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉と〈規則-局所的 直接 帰結主義〉がその当為論的評価の割り当てにおいて相異なる理論的見解であるということが明確になる。そして本稿の検討を通じて明らかになる暫定的な結論として擁護可能なのはこの二つのうちの〈行為-局所的 間接 帰結主義〉だけであるため、この区別は決定的に重要である。

また既に述べたように、「間接帰結主義」と称される立場には二つ種類があり、それは参照点とレベルというように分離して考えなければならない。以上よりわかるのは、帰結主義理論の構造分析には、焦点、参照点、レベルの三つの視点の区別が欠かせないということである⁽⁴⁾。

III. 帰結主義の可能性とその検討

前節で確認した焦点、参照点、レベルの三つの論点についていかなる回答を与えるかによって帰結主義は様々な形態に分岐する。本節ではこの三つの論点のそれぞれについて順に検討する。まずは焦点から始めよう。

III.1. 全域帰結主義

帰結主義の焦点をめぐる第一に問題となるのは全域帰結主義と局所的帰結主義の対立である。フィリップ・ペティットとマイケル・スミスは次の立場を「全域帰結主義」と呼び擁護する。

全域帰結主義は、行為、規則、動機など何であろうと評価対象のカテゴリー内の任意のxについて、最善のxとして正しいxを同定する。最善のxとは、価値を最大化するものである。(Pettit and Smith [2000: 121])

上の定式を本稿の整理で言い換えれば次のようになる。全域帰結主義とは、行為、規則、動

機を含めたすべてのタイプのそれぞれについて、そのカテゴリー中で最善の帰結をもたらすトークンに正しさを帰属する立場である。純粋な全域帰結主義の対象タイプには、瞳の色、シャンプー、樹木などを含め、文字通りあらゆるものが含まれる(Driver [2014: 166])。全域帰結主義との比較において、局所的帰結主義は、ある対象タイプのみ(多くの場合は行為)を焦点として特権化する立場として理解されることになる。

全域帰結主義の主張する「瞳の色の正しさ」などといった概念にはあやしい響きがあるが、詳しい精査のためには、まず全域帰結主義が参照点についてどのような立場をとるかを明らかにする必要がある。そのため、詳しい検討は次節以降に回し、ここでは局所的帰結主義の検討に移ることにしたい。

III.2. 局所的帰結主義

仮に局所的帰結主義を採用した場合、具体的にどの対象タイプを焦点とするのがまず問題となる。

単一の対象タイプのみを焦点とする立場についてまず考えよう。この立場は唯一の焦点としてどの対象タイプを採用すべきだろうか。標準的形態の帰結主義は行為のみを焦点とする〈行為-局所的帰結主義〉であるが、この立場について第一に問題となるのは、「なぜ行為か」という論点である。なぜ、帰結主義者は行為の評価に特別な関心を寄せなければならないのか。

すでに確認したように、帰結主義とは、最善の世界の事態をもたらすような対象に正しさを帰属する理論であった。しかし、私たちはいかにしてある世界の事態の発生を意図し、それを惹き起こすことができるのだろうか。それを可能とするのは基本的には行為である。「私は何をなすべきか」という実践の重要性が高くかつ日常的にありふれた問いにおいて私たちが試みるのは概ね次のようなことである。私たちは実

実践的思慮 (practical deliberation) を通じてなんらかの意図を形成し、その意図により成立する行為に従事することで世界になんらかの因果的連鎖を惹き起こす。逆に、行為以外の選択は行為者たる私たちにとって行為ほどの実践的重要性を持たないように思われる。

これが認められるならば、帰結主義が正しさの評価の対象、つまり焦点タイプとして行為を特別視することには十分な理由がある。

裏を返せば、行為を焦点に含めないその他すべての立場はそれ自体で説明を必要とするように思われる。例えば、動機のみを焦点とする立場や徳のみを焦点とする立場が考えられるだろうが、動機や徳が正しさの評価の対象となる一方で、なぜ行為が正しくはありえないのかという点が帰結主義の一理論である以上問題となる。したがって、行為を焦点に含めないすべての立場には一見したところの難点がある。そこで、〈行為-局所的帰結主義〉以外で単一の焦点を主張する立場は以下の検討対象から外すことにしよう。

それでは、複数の焦点を許し、行為に加え、他の対象も焦点とする立場はどうだろうか。例えば、行為と社会制度を焦点とする〈行為&社会制度 局所的帰結主義〉が考えられる。このような立場については、まず焦点タイプの選択にまつわる恣意性が問題となる。そのため、なぜ全域帰結主義のようにすべての対象タイプに焦点を拡大しないのかという点が問われる。この問いに説得的な回答を与える課題に加えて、この立場についてはその実践指導性に関連して深刻な問題があることがⅢ.8で明らかになる。そのため後に批判することにして、本稿の最終節まで判断を見送ることにして、以下では全域帰結主義と〈行為-局所的帰結主義〉の二つに範囲を絞って検討を行うことにする。

Ⅲ.3. 参照点についての検討

本節では、帰結主義理論が焦点の評価に際して参照すべき対象タイプであるところの参照点について検討する。争点となるのは、直接帰結主義と間接帰結主義のどちらを採用するかである。

間接帰結主義は一般的に、その立場の正当化に際して三つの課題に直面する。課題①は、参照点タイプの選択である。間接帰結主義はその定義により、焦点とは異なる対象を選択して評価の参照点としなければならないが、もし参照点として規則を選ぶならば、なぜ動機や徳ではなく規則こそが参照点でなければならないのか、という点が問われる。

次に控えているのが課題②、参照点のベストなトークンの同定である⁽⁵⁾。間接帰結主義は帰結主義である以上、参照点として選ばれた対象のレバントな選択肢集合のうちでも最善の帰結をもたらすようなトークンに注目することになる。そのため、ベストな参照点トークンとはどのようなものかを示さなければならない。

例えば、「規則帰結主義」と通常呼ばれる立場であれば最善の帰結をもたらす規則がこのベストな参照点トークンに当たるが、この規則の帰結が最善であるということが何を意味するかは直ちに明らかではない。なぜなら、抽象的な規則がそれ自体で現実の世界に変化をもたらすことはないためである(安藤[2017: 55])。それが世界の事態に帰結として変化をもたらすのは、なんらかの具体的な仕方ですべての世界に「組み込まれた」ときのみである(Kagan [2000: 137])。例えば、人々は規則を内面化することができるし、規則を完全にないし部分的に遵守することができる。したがって間接帰結主義は、人々がそれを内面化したときの事態が最善となるようなもの、人々がそれを完全に遵守したときの事態が最善となるようなもの、というように様々な仕方ですべての規則を同定しうる。課題②で求め

られるのは、この可能性の中から外でもない一つを選び出し、正当化することである。

最後に課題③として、選び出された焦点トークンと参照点トークンがいかなる関係にあるとき、その焦点トークンに正しさが帰属されるのかについての説明が間接帰結主義者には求められる。例えば、〈行為-局所的 規則-間接 帰結主義〉の場合、任意の行為 ϕ が正しいのは、参照点トークンであるところのベストな規則とその行為 ϕ がどのような関係にあるとき、かつそのときのみであるのかが問題となる。可能性として例えば、 ϕ がベストな規則を内面化した行為者によってなされるであろう行為であるとき、 ϕ が実際にベストな規則を内面化した行為者によってなされる行為であるとき、などが考えられる。間接帰結主義者には、ある行為がベストな参照点トークンとの関係で正しいとされるための必要十分条件の同定およびその正当化が求められる。

課題②と課題③について、間接帰結主義の採用しうる立場には次のような大まかな整理を与えることができる⁽⁶⁾。まず、課題②のベストな参照点トークンの同定については、理想的立場と現実的立場の二つが考えられる。例えば、規則が参照点タイプである場合、現実と同程度の部分的な遵守がなされたときの帰結が最善であるような規則をベストな規則として同定するならば、現実的立場に分類される。他方、現実と異なる程度、例えば完全に遵守されたときの帰結が最善であるような規則をベストな規則と考えるならば、理想的立場である。

課題③の、焦点と参照点の関係の特定については、仮想的立場と実際の立場の二つが考えられる。例えば、徳が参照点タイプである場合、ベストな徳を有する行為者に実行されるであろう行為が正しいと考える立場と実際にベストな徳を有する行為者に実行される行為が正しいと考える立場の二つがありうる。前者は「仮想的

立場」、後者は「実際の立場」とここで呼ぶものである。この二つの軸は直交するため、標準的な間接帰結主義が課題②と③について採用する立場は次の四つに分類されることになる。なお、説明の簡略化のために四つの立場のすべてについて〈行為-局所的帰結主義〉を前提とする。

1) 〈理想的 仮想的立場〉：

理想的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で選択されるであろう行為とそれのみが正しい

2) 〈理想的 実際の立場〉：

理想的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で実際に選択される行為とそれのみが正しい

3) 〈現実的 仮想的立場〉：

現実的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で選択されるであろう行為とそれのみが正しい

4) 〈現実的 実際の立場〉：

現実的想定のもとで最善の帰結をもたらすような参照点トークンとの一定の関係下で実際に選択される行為とそれのみが正しい

標準的な間接帰結主義は課題②と③への回答を与える際に、多くの場合、この四つの立場のどれかを選択しそれを正当化することになる。以下では、現在手元に残っている二つの立場の間接主義的形態、すなわち〈行為-局所的 間接帰結主義〉と〈全域 間接 帰結主義〉がこの三つの課題に対して与えうる回答を順に考える。

III.4. 行為-局所的 間接 帰結主義

〈行為-局所的 間接 帰結主義〉は、「間接帰結主義」と通常呼ばれる立場である。〈行為-局所的 間接 帰結主義〉が三つの課題についてどのように応答しうるのかを以下で順に見よう。

課題①の参照点タイプの選択について、〈行為-局所的 間接 帰結主義〉者が実際に与えている回答は多岐にわたる⁽⁷⁾。参照点タイプに当たるものは規則帰結主義においては規則、動機帰結主義においては動機、徳帰結主義においては徳である。行為の評価に際しておよそ何のレバンスも見出し得ないような参照点を主張することは困難であるため、説得的な仕方擁護しうる参照点の範囲はかなりの程度制限されるだろう。ここでは社会制度-間接帰結主義を例として、〈行為-局所的 間接帰結主義〉の応答を探ることにする。

課題①について、ベストな社会制度との関連において行為を評価するという発想は少なくとも直ちに退けることのできる立場ではないように思われる。具体的にこの参照点タイプの選択についていかなる正当化をなし得るかは明らかではないが、しかし、これはどちらかといえば個々の構想において説明されるべき理論動機である。妥当な正当化はしえないと一般的に結論づけることはできないため、中には妥当な正当化がありうるという順当な仮定のもと、以下ではこの立場の内在的検討を行う。

課題②において求められるのは、ベストな参照点トークンの説明である。ここで検討している〈社会制度-間接帰結主義〉において、参照点タイプは社会制度である。そのため、ここでは社会制度のうちでもベストなトークンとはいかなる状況下で最善の帰結をもたらすようなものなのかという点が問われる。前項の整理で確認したように、大まかな方針としては理想的立場と現実的立場の二つがある。

理想的立場を取る場合、ベストな社会制度とは例えば、その社会制度を構成する諸規則に社会の全員が従ったときに最善の帰結をもたらすようなもの、と考えることができる。しかし理想的立場一般の問題として、それが想定している遵守の程度と現実の遵守の程度との間には乖

離があるため、その社会制度を構成する諸規則に従う正しい行為を実行したとき、実際に最善の帰結をもたらすことにはしばしば失敗するという点が挙げられる⁽⁸⁾。

他方、現実的立場を取る場合、ベストな社会制度とは、例えば、現実と同程度の遵守がなされたときに最善の帰結をもたらすようなもの、という考えを採用しうる。これは現実の遵守の程度との乖離を生じさせないが、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉との違いがほとんど生じないか、生じるとしてもその差異は間接帰結主義にとって魅力と呼べるものではないのではないかと懸念がある。詳しくは立ち入らないが、いずれにしても説明に際してそれなりの論点が予想されるという点を確認して、次の検討に移ろう。

課題③では、参照点トークンとしてのベストな社会制度とある行為がいかなる関係にあるとき、かつそのときに限りその行為は正しいのかを説明することが〈行為-局所的 社会制度-間接帰結主義〉には求められる。基本的な回答の方向は、仮想的立場と現実的立場の二つに分けられる。前者の場合には、例えばベストな社会制度の下で行われるであろう行為が正しいという立場が考えられる。後者の場合には、例えばベストな社会制度の諸規則に実際に沿うような行為が正しいという立場が考えられる。この点について、どの立場を採用するかは課題②への回答と併せてその整合性および妥当性が判断される(cf. Kagan [2000])。

以上、課題①、②、③のそれぞれについて、〈行為-局所的 間接 帰結主義〉がどのような回答を与えるかを確認し、次のことがわかった。まず、①について、間接帰結主義が与える回答をいかに正当化しうるかという点は明確ではないが、これは個別的な構想において説明されるべきものである。②と③については、大まかな方針としては四つの道筋があり、基本的にはい

ずれかを整合的に正当化することが求められる。ここでは〈行為-局所的 間接 帰結主義〉には一定の理論的コストが課されているという点を確認した。これ以上の検討は間接帰結主義の個々の構想の詳細な吟味を要す。間接帰結主義については規則帰結主義研究をはじめとする膨大な理論的蓄積があるが、ここで逐一検討することはできない。例えば、課題②について上で指摘した懸念は、規則帰結主義が内的不整合と行為帰結主義への崩壊の間で板挟みに陥るといふ知られた問題であり、フッカーはこれに対する応答を行っている (Hooker [2000: ch.4]、またこの応答の批判的検討としてCard [2007]を参照)。これらの個別具体的な検討抜きに直ちに間接帰結主義の一般的妥当性を判断することはできない。〈行為-局所的 間接 帰結主義〉の選択肢は残し、次の検討へ移ることにしよう。

III.5. 〈全域 間接 帰結主義〉

〈全域 間接 帰結主義〉は三つの課題についてどのような説明をなしうのだろうか。この点について、〈全域 間接 帰結主義〉は途方もない理論的コストを負うことになる。まず、課題①については、想定しうあらゆる対象タイプについて、それに対応した参照点タイプを特定することが求められる。課題②では、そうして特定された参照点タイプのそれぞれについてそのベストなトークンがいかに同定されるかを示さなければならない。そして、課題③では、あらゆる焦点タイプとそれに対応する参照点のベストなトークンのすべてについて、ある焦点トークンが正しいのは、対応するベストな参照点トークンとそれがいかなる関係にあるとき、そしてそのときのみなのかを明らかにする必要がある。

想定しうあらゆる焦点タイプのそれぞれについてこれらの正当化が成功裏になされうるとは期待できない。ここで〈全域 間接 帰結主

義〉がその説得力を損なわない限りで採用可能な戦略は二つあるように思われる。

一つ目は、三つの課題に対して、すべての焦点タイプ間で同じ回答を与えるというものである。これは理論の一貫性のある応答であり、一見有望な戦略だがうまくいかない。

まず、課題①、②においてどのような参照点タイプとそのベストなトークンを措定しようとも、それとおよそなんの規範的関わりも見出せないような膨大な焦点タイプを抱えることになるため、そこでの焦点の多くは非説得的な仕方でも道徳的評価が与えられることとなる。例えば、なぜ徳や動機、天候を含むあらゆる焦点を、それらとなんの関わりも見出すことのできないベストな社会制度との関係を参照し評価しなければならないのかが不明である。おそらく説得的な〈全域 間接 帰結主義〉理論を構築するためにはそれぞれの焦点タイプになんらかのレバンスを持つ参照点を個別に用意しなければならない。しかし、すでに指摘したようにこれは膨大な理論的コストを発生させる。

また、課題①であらゆる焦点タイプについて同一の参照点タイプを特定し、課題②であらゆる焦点タイプについてこの参照点タイプの中から同一のベストな参照点トークンを選び出すことに仮に成功するとしても、課題③が道を阻む。課題③についてすべての焦点タイプ間で同じ説明を与えることはできないためである。例えば、課題①であらゆる焦点タイプについて、それに対応する参照点タイプとして社会制度を選択し、課題②ではその社会制度の諸規則が遵守されたときに最善の帰結をもたらすような社会制度をベストな参照点トークンとして同定したとする。課題③については、例えば焦点が行為である場合、ベストな社会制度の下で実行されるであろうものが正しい、ベストな社会制度の諸規則に従うようなものが正しい、など様々な回答が考えられる。しかし明らかに、これらのうちのど

れを選択したところで、それを行為以外のすべての焦点タイプに一般的に適用することはできない。例えば、ある徳はベストな社会制度のもとで実行されるであろうものである、ある徳は社会制度の諸規則に従うようなものである、などと述べることは意味をなさない。この難点は、さらに瞳の色のような焦点タイプへの適用を考えれば明白である。

ここで例えば、各対象タイプの任意のトークンはベストな社会制度の創設・維持・実行的運営に支障を来さないようなものであるときかつそのときに限り正しい、というような消極的な必要十分条件が与えられると考えられるかもしれない。しかし裏を返せば、正しくないということ、すなわち不正さの判断においては結局上と同様の問題が生じてしまう。また、消極的規定に抵触する可能性などないあらゆる対象タイプの道徳的評価を行い、寛容にもすべてのトークンに正しさの評価を与えることにどれほどの意義があるのか、そしてそのような道徳的評価がどれほど説得的か疑わしい。したがって、戦略の一つ目はそれ単体では三つの課題に回答を与えることができないか、仮にできたとしても多くの焦点の評価については非説得的であり、かつその理論的意義が見出し難い様態となる。

二つ目の戦略として、ほとんどの焦点については直接帰結主義を採用するが、ごく一部の焦点タイプについては間接帰結主義を採用することで理論的コストを削減するという方向性が考えられる。しかし、この戦略はむしろ説明すべき事柄を増やしてしまう。まず、これで仮にうまく三つの課題に回答を与えられるのだとしても、この戦略自体がその正当化を要するアドホックなものである。また、ほとんどの焦点タイプについて直接帰結主義を採用するのであれば、なぜ〈全域 直接 帰結主義〉ではいけないのかという点も問われる。少なくとも一部の焦点タイプについて、直接帰結主義ではなく間接帰結

主義を採用する以上、〈全域 直接 帰結主義〉よりも重い理論的コストを抱えることになるが、それを甘受してまでこの立場を採用する理論的魅力はどこにあるのかを説明しなければならない。そして、いずれにしてもこの立場は一部の焦点タイプについて、三つの課題を抱えることになる。したがって、結局、〈全域 間接 帰結主義〉が三つの課題について採用しうる二つの回避戦略のどちらも理論的コストの削減に成功しているとは言い難い。〈全域 間接 帰結主義〉は以下の検討対象から除外する。

III.6. 直接帰結主義：〈行為-局所的 直接 帰結主義〉と〈全域 直接 帰結主義〉

以下では、ここまで残っている二つの立場の直接帰結主義形態を検討する。〈行為-局所的 直接 帰結主義〉と〈全域 直接 帰結主義〉の説得力を順に調べよう。

〈行為-局所的 直接 帰結主義〉は最も標準的な帰結主義の形態である。この立場は行為の正しさを、特定の時間に特定の行為者によって実行されるその行為トークンのもたらす帰結によって評価する。すでに確認したように、帰結主義者は一定の世界の事態をもたらすことに関心があるのだから、他でもなく行為に注目する理由がある。仔細に踏み込めば膨大な論点があるとは言え、この立場について直ちに問題となるような難点は見られない。したがって、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉は少なくとも一見したところの難点を免れていると考え、次の立場の検討に移ろう。

〈全域 直接 帰結主義〉についてはどうだろうか。〈全域 直接 帰結主義〉は、あらゆる対象タイプが焦点に含まれると考え、すべての焦点タイプについて、レバントな選択肢集合のうちで最善の帰結をもたらすようなトークンに正しさを帰属する。しかし、「最善の帰結をもたらす」という点が再度問題となる。まず、規

則などの抽象的な存在はそれ自体でなんらかの帰結を因果的に惹き起こすということはない。そのため、それは世界になんらかの仕方では組み込まれなければならない。これを踏まえ、あるトークンが最善の帰結をもたらすというとき、それがいかなる状況下で最善の帰結をもたらすようなトークンであるのかという点がすべての焦点タイプについて問われる。この問題は間接帰結主義の直面する課題②と同型である。ある社会制度トークンが最善の帰結をもたらすというとき、それが意味することとして次の可能性が考えられる。例えば、それが実装されたときの帰結がより優れている他の代替選択肢が存在しないということ、その諸規則が社会の人々に内面化されたときの帰結がより優れている他の代替選択肢が存在しないということなどである。〈全域 直接 帰結主義〉はすべての焦点タイプについて、このような多くの可能性のうちから一つのベストなトークンを選択し、その正当化を行わなければならない。またレバントな選択肢集合が何を含むのかということも明らかにしなければならない。そのため、〈全域 直接 帰結主義〉はこの点で一定の理論的コストを抱えている。

しかし、〈全域 直接 帰結主義〉がどのような性質の理論かは別の論点の検討を経てさらに明瞭となるため、〈全域 直接 帰結主義〉をなお検討の対象に残したまま次の論点であるレベルに移行させてほしい。

現在までのところ、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉、〈全域 直接 帰結主義〉、そしてⅢ. 4で検討した〈行為-局所的 間接 帰結主義〉の三つの立場が手元に残っている。なお、序盤で判断を保留した、複数の焦点を持つ局所的帰結主義には最後にⅢ.8で立ち返り、退ける。

Ⅲ.7. レベルと複層帰結主義

最後の論点は、帰結主義のレベルである。こ

こでは、単層帰結主義と複層帰結主義のどちらを採用するかが問題となる。

まず、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉について考えよう。〈行為-局所的 直接 単層 帰結主義〉と〈行為-局所的 直接 複層 帰結主義〉のどちらを選択すべきだろうか。この点については、複層帰結主義を採用する強い理由があると考えられる。

〈行為-局所的 直接 単層 帰結主義〉には「自己破壊性 (self-defeatingness)」と呼ばれる深刻な問題がある。個々の意思決定時にいちいちその帰結を計算することは非現実的であるか、そうでないとしても時間的・心理的コストを伴うし、私たちの有する系統的バイアスや自己欺瞞の性向によって誤った結論を導いてしまう可能性がある。したがって、正しさの基準と同じ基準で意思決定を行うことは最善の事態の実現を失敗させる。最善の世界の事態をもたらすという帰結主義者の当初の動機に照らせば、単層帰結主義は自己破壊的である。

そのため、〈行為-局所的 直接 帰結主義〉は複層帰結主義を採用すべきである。なお、具体的にどのような意思決定方法を用いるべきかについては当該行為者の能力や心理的プロファイル、具体的状況に関連する経験的事実に多分に依存するためここで論じることはできない⁽⁹⁾。

〈行為-局所的 間接 帰結主義〉と〈全域 直接 帰結主義〉についてはどうか。間接帰結主義の中には、実行コストを考慮し、ベストな参照点トークンは人々にとってその内面化が可能な程度に単純なものでなければならぬと考えるために、異なる意思決定方法を採用する必要性が低い形態もある。しかし、そのような立場であっても意思決定方法に正しさの基準と異なる基準を用いてはならない理由はない。また、〈全域 直接 帰結主義〉についても上で論じたことが同様に当てはまる。そのため、いずれの立場も複層帰結主義を採用すべきである⁽¹⁰⁾。

Ⅲ.8. 〈全域 直接 帰結主義〉と複数の焦点を持つ局所的帰結主義の棄却

最後に、〈全域 直接 帰結主義〉および長らく評価を保留していた複数の焦点を持つ局所的帰結主義の問題点を指摘し、退ける。後者の例としてここでは〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉を取り上げるが結論は一般化可能である。

まず〈全域 直接 帰結主義〉から考えてみよう。Ⅱ.6で指摘したように、〈全域 直接 帰結主義〉は課題②と同型の問題をあらゆる焦点タイプについて抱えており、あらゆるタイプの焦点についてそのベストなトークンがどのようなものであるのかを示さなければならない。

この点についてトビー・オードは「役割ベースアプローチ」と称する次のような解決策を提案する(Ord [2009: 35-37])。正しさについての評価をそのベストなトークンの同定の仕方、すなわち「役割」に相対化することで、課題②で求められる正しい焦点トークンの同定を回避できる。例えば、焦点が気候であれば、「しかじかの気候が18世紀のオックスフォードにおいて生じる」という役割において気候を評価するならば、この役割に相対的に正しい気候とは、18世紀のオックスフォードにおいて生じたならば最善の帰結をもたらしたであろう気候である。「マダガスカルが存在し続ける間ずっとしかじかの気候がマダガスカルに生じ続ける」という役割において気候を評価するならば、この役割に相対的に正しい気候とは、マダガスカルが存在し続ける間ずっとマダガスカルに生じ続けたならば最善の帰結をもたらしたであろう気候である。つまり、あらゆる焦点の正しさの評価は、このように任意の役割に相対化され、役割相対的に正しさが帰属されることになる。

役割ベースアプローチはあらゆる対象を恣意的ではない仕方で評価するという全域帰結主義の精神に沿っており、またすべての役割を許容することで全域帰結主義の規範的表現力を維持

するため、全域帰結主義が課題②と同型の問題に対処するための最も有望な形態であるかもしれない。

しかし、ここで全域帰結主義が解決しなければならないのは課題②だけではない。〈全域 直接 帰結主義〉は、あらゆる焦点について、課題②と同型の課題に加えて課題③に類似した課題に直面する。詳しく説明しよう。

問題は、ここで私たちが実行するよう指導される行為はそれぞれの正しい焦点トークンをいかなる仕方で実現する行為なのかという点である。例えば、正しい規則を社会に実現することを目指し私たちは様々な仕方で取り組もうだろう。そのため、どのような仕方でこれを実現すべきなのかを全域帰結主義者は説明しなければならない。これは間接帰結主義の抱える課題③と類似している。そのため、課題②と課題③をすべての焦点について抱える〈全域 間接 帰結主義〉と同型の難点を〈全域 直接 帰結主義〉も実質的に抱えているのである。

さらに悪いことに、課題②について説得的な回答を与えた役割ベースアプローチはここで大きな問題を生じさせる。役割ベースアプローチにおいて正しさの評価は役割に相対化されるため、その役割に応じて正しい焦点トークンが際限なく生じることになる。これら無数の正しいトークンは様々な仕方でその実現を私たちに命じる。しかしこれらの無数の正しいトークンのうちのどれを、あるいはいかなる重み付けで実現すべきなのかについて説得的な回答が与えられるとは考え難い。それゆえ、この形態の全域帰結主義は正しい事柄の実現について私たちの行為を指導することが困難である。

付言すれば、全域帰結主義を採用する理論的動機の一部はすでに失われている可能性がある。全域帰結主義が擁護される理由の一つは、動機や意思決定方法を帰結主義的评价に服せしめることで帰結主義の自己破壊性を緩和することに

あると思われるが、本稿の整理からわかるように、自己破壊性を回避するためには複層帰結主義を採用すればよい。また、ドライバーは同一の状況に肯定的評価と否定的評価が同時に下されうという規範的曖昧さや咎のない不正行為を説明できることが全域帰結主義の理論的利点であると主張する(Driver [2014: 172-173])。しかし、複層帰結主義において推奨される意思決定方法が「嘘を言うべからず」、「法に従うべし」などの大まかな経験則により構成されるであろうことを考えれば、それら経験則の衝突する事例として規範的曖昧さは十分に説明できるし、推奨される意思決定方法に従ったにもかかわらずなされた行為が不正である事例として咎のない不正行為も説明できる。そしてすでに確認したように複層帰結主義を採用すべきなのであった。これは本稿の提示する整理枠組みで可視化される概念的 가능성이実質的議論において有効に機能する例の一つである。

最後に、〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉を考えよう。この立場に限らず複数の焦点を抱える立場は、複数の種類の当為論的評価を前にそれらをどのように重み付けして何を選択すべきを示さなければならない。正しい行為と正しい社会制度を実現する行為が衝突した場合にどのように調停するかを明らかにしなければ道徳理論の実践指導性を調達できないためである。しかし、これが恣意的ではない仕方ではいかになされうかはそれほど明らかではない。

これに加えて、〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉は、その直接主義的形態も間接主義的形態もそれぞれ問題を抱えている。まず、〈行為&社会制度-局所的 間接 帰結主義〉は参照点の選択を含む三つの課題を複数の焦点について生じさせる。これは理論の煩雑化に拍車をかけ一定の理論的コストを生むため、間接主義的形態には難点がある。他方、より単純な形態である〈行為&社会制度-局所的 直接 帰結主義〉とこ

れをはじめとする、行為以外の焦点も抱える直接帰結主義の立場については、別の立場に崩壊する懸念がある。〈行為&社会制度-局所的 直接 帰結主義〉はなんらかの仕方ですべて社会制度を特定し正当化するという課題②と同型の問題を抱え、次にその実現に向けて私たちの行為が指導される仕方を示さなければならないという課題③と同型の問題を抱える。これがひいては〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉と〈行為-局所的 社会制度-間接 帰結主義〉の理論的同型性をも示している。どちらも最適な社会制度を特定し、それとの一定の関係において行為を指導するという側面については変わるところがないのである——ケーガンの整理では〈社会制度-局所的 直接 帰結主義〉と〈行為-局所的 社会制度-間接 帰結主義〉は区別できないことを思い出そう。そして、〈行為-局所的 社会制度-間接 帰結主義〉と異なり〈行為&社会制度-局所的 直接 帰結主義〉は同一の状況下で正しさの性質が帰属される対象タイプを複数種類生じさせる。そのため、実践指導性を調達するために上記の重み付けの問題を抱える点で劣っており、他の事情が等しければ〈行為&社会制度-局所的 帰結主義〉を採用すべき理由はない。

IV. 結論

以上で、帰結主義の諸形態の整理枠組みに基づく可能的立場の網羅的検討を終えたことになる。まずⅡ節では焦点、参照点、レベルの三つを概念的に区別し、既存のものとは異なる帰結主義の整理枠組みを提示した。本稿のメインパートでもあるⅢ節では、帰結主義が焦点、参照点、レベルの三つの論点についてどのような回答を与えうるかを検討した。この結果、〈行為-局所的 直接 複層 帰結主義〉、〈行為-局所的 間接 複層 帰結主義〉の二つの立場は少なくとも一見したところの難点を免れていることが確認された。したがって、行為以外のものを評価す

る有望な選択肢として残るのは〈行為-局所的間接 複層 帰結主義〉である。

本稿の議論が正しければ、残る論点はこの二つのうちでどちらが適切かのみであり、私たちは直接帰結主義と間接帰結主義の論争に差し戻されることになる。しかし行為以外の評価に際

して取りうる様態の膨大な可能性の内からこの二つのみが一見したところの難点を免れている、という以上の結論は、本稿のように焦点、参照点、レベルを明確に峻別した整理を経て検討することで初めて可能となるものである。

付記

本論文の執筆過程で貴重な助言をいただいた早稲田大学の齋藤純一氏、郭舜氏、東京大学の井上彰氏、各ゼミの報告回に参加していただいた方々、そして草稿を丁寧に読み多数の有益なコメントを私的にくださった小川亮氏、吉良貴之氏、竹下昌志氏、發田颯虎氏にここに記して感謝を申し上げます。

註

1. この用語はケーガンの導入した“evaluative focal point”に負う (Kagan [2000])。しかし、本稿と整理の仕方が異なるケーガンの論考では、“evaluative focal point”という語が本稿の「焦点」よりも大分広い意味で用いられている点に注意されたい。詳しくはII. 6で説明する。
2. また同様の指摘がPettit and Brennan [1986: n4], Streumer [2003: n5], Miller [2014: 147]に見られる。
3. 「単層帰結主義」/「複層帰結主義」という用語法はマカスキル他に負う (MacAskill et al. [n.d.: section 5])。同じ概念区別はしばしば「直接帰結主義」/「間接帰結主義」とも呼ばれるが、本文に述べたように、この用語法は混乱を招く。他の用語法として「客観的帰結主義」、「洗練帰結主義」、「制限帰結主義」等の用語法が提案されている (Railton [1984: 152-153], Pettit and Brennan [1986: 439])。しかしどれも問題含みに思えるため、本稿では一貫して「単層帰結主義」/「複層帰結主義」を用いる。
4. この通り、本稿で提示する枠組みは既存の枠組みが抱える問題を回避しているため行為以外のものの評価の様態を考えるという本稿の目的に照らして有用であり、また帰結主義のより正確な理解を可能とするものである。しかし、これが既存の枠組みより一般的に優れているか否かという点は実のところさほど重要ではない。有用な整理枠組みが複数手元があれば帰結主義の多面的な理解が可能となるだろう。
5. この課題②および次に説明する課題③はケーガンの議論に負う (Kagan [2000: 137-138])。
6. ケーガンの整理を参考にしつつ、説明の簡易化のためにラベルと強調点に若干の変更を加えた (Kagan [2000: 138])。
7. 動機を参照点とする動機帰結主義を提示するものとしてAdams [1976]、規則を参照点とする規則帰結主義を擁護するものとしてBrandt [1963], Hooker [2000]などが代表的に挙げられる。
8. 規則帰結主義の理想的規則について、他者の遵守状況の想定が行為の功利性に本質的な影響を与えることを指摘するものとして安藤[2007: 32]を参照。
9. 本稿では自己破壊性についてこれ以上立ち入らないが、自己破壊性および関連する自己抹消性についての詳細な検討として例えば次を参照：Parfit [1984], 秋葉[2016], Suzuki [2018]。

10. ジェレミー・ベントム、ジョン・スチュアート・ミル、ヘンリー・シジウィック、ジョン・オースティンら古典的功利主義者も含め、本稿で言うところの単層帰結主義を擁護した帰結主義者は現代までほとんど見当たらない等の指摘が見られることも付言しておきたい (Pettit and Brennan [1986: 438-440], Ord [2009: 10], MacAskill et al. [n.d.: section 5], Sinnott-Armstrong [2019: section 4])。

文献

- Adams, Robert M. (1976) "Motive Utilitarianism," *The Journal of Philosophy*, 73: 467-481.
- 秋葉剛史 (2016) 「自己抹消的な道徳理論の問題点は (あるとすれば) 何か」『応用倫理』 9: 12-29.
- 安藤馨 (2007) 『統治と功利：功利主義リベラリズムの擁護』 勁草書房。
- (2017) 「帰結主義と「もしみんながそれをしたらどうなるか」」『日本カント研究』 18: 47-62.
- Bales, Eugene R. (1971) "Act-Utilitarianism: Account of Right-Making Characteristics or Decision-Making Procedure?" *American Philosophical Quarterly*, 8: 257-265.
- Brandt, Richard B. (1963) "Toward a Credible Form of Rule-Utilitarianism," in H.-N. Castañeda and G. Nakhnikian (eds.), *Morality and the Language of Conduct*, Detroit: Wayne State University Press, 107-43.
- Brink, David O. (1986) "Utilitarian Morality and the Personal Point of View," *The Journal of Philosophy*, 83: 417-438.
- Card, Robert F. (2007) "Inconsistency and the Theoretical Commitments of Hooker's Rule-Consequentialism." *Utilitas*, 19: 243-258.
- Cocking, Dean and Justin Oakley (1995) "Indirect Consequentialism, Friendship, and the Problem of Alienation," *Ethics*, 106: 86-111.
- Cox, Damian (2005) "Integrity, Commitment, and Indirect Consequentialism," *The Journal of Value Inquiry*, 39: 61-73.
- Driver, Julia (2001) *Uneasy Virtue*, New York: Cambridge University Press.
- (2014) "Global Utilitarianism," in Ben Eggleston, and Dale E. Miller (eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press, 166-176.
- (2020) "Consequentialism, Virtue, and Character," in Douglas Portmore (ed.), *The Oxford Handbook of Consequentialism*, Oxford: Oxford University Press, 463-473.
- Hooker, Brad (2000) *Ideal Code, Real World*, Oxford: Clarendon Press.
- Kagan, Shelly (2000) "Evaluative Focal Point," in Brad Hooker, Elinor Mason, and Dale Miller (eds.), *Morality, Rules, and Consequences*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 134-155.
- Miller, Dale (2014) "Rule Utilitarianism," in Ben Eggleston and Dale Miller (eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press, 146-165.
- Mason, Elinor (1998) "Can an Indirect Consequentialist Be a Real Friend?" *Ethics*, 108: 386-393.
- MacAskill, William, Richard Yetter Chappell, and Darius Meissner *Elements and Types of Utilitarianism*, Utilitarianism., n.d., <https://www.utilitarianism.net/types-of-utilitarianism#multi-level-utilitarianism-versus-single-level-utilitarianism> 2022年11月9日DL.

- Ord, Toby (2009) "Beyond Action: Applying consequentialism to decision making and motivation," Dphil Thesis, University of Oxford.
- Parfit, Derek (1984) *Reasons and Persons*, Oxford: Clarendon Press.
- Pettit, Philip and Geoffrey Brennan (1986) "Restrictive Consequentialism," *Australasian Journal of Philosophy*, 64: 438-455.
- Pettit, Philip and Michael Smith (2000) "Global Consequentialism," in Brad Hooker, Elinor Mason, and Dale Miller (eds.), *Morality, Rules, and Consequences*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 121-133.
- Railton, Peter (1984) "Alienation, Consequentialism, and the Demands of Morality," *Philosophy and Public Affairs*, 13: 134-171.
- Sinnott-Armstrong, Walter "Consequentialism," in Edward N. Zalta (ed.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Summer 2019 Edition), <https://plato.stanford.edu/archives/sum2019/entries/consequentialism/> 2022年11月9日DL.
- Streumer, Bart (2003) "Can Consequentialism Cover Everything?" *Utilitas*, 15: 237-247.
- Suzuki, Makoto (2018) "Is Act Utilitarianism Self-Effacing? The Rising Need of Utilitarian Awareness in Indirect Strategies," *Tetsugaku*, 2: 48-62.
- Tedesco, Matthew (2006) "Indirect Consequentialism, Suboptimality, and Friendship," *Pacific Philosophical Quarterly*, 87: 567-577.
- Urmson, James O. (1953) "The Interpretation of the Moral Philosophy of J.S. Mill," *Philosophical Quarterly*, 10: 33-39.
- Wiland, Eric (2007) "How Indirect Can Indirect Utilitarianism Be?" *Philosophy and Phenomenological Research*, 74: 275-301.

社会意識論から見る「自由主義史観」

——戦後教育運動とビジネス書との共鳴——

安東慶太

1. 背景と問い

歴史修正主義、あるいは歴史否認論とも呼ばれる一連の言説が、冷戦が終結した1990年代前後から様々な国で問題化されている。日本でこうした言説をけん引してきたのは、1997年に結成され、自国の正史を回復するために新たな歴史教科書を作成・提供しようとした「新しい歴史教科書をつくる会」（「つくる会」）であろう。この団体には学界・言論界から多様な顔ぶれが参加し、従来こうした主張を担ってきた保守系の知識人以外にも、教育学者の藤岡信勝や漫画家の小林よしのりなどが参加していた。特に藤岡が提唱した「自由主義史観」が、この団体が作成した教科書に通底する歴史観としてこの運動の思想的な基盤になっていたことは(西尾・西部[1998: 198])、多くの人々に衝撃を与えた。そもそも藤岡は歴史的にマルクス主義の強い影響下にあった教育学の世界で活躍し、彼自身も左派知識人の一人だと考えられていた。しかしこの時期の藤岡は立場を転換させ、従来の歴史教科書を批判しつつ歴史修正主義的な「自由主義史観」を提唱するようになったのである。

他の歴史修正主義と同様に、彼らの言説も学術的に正しいとは言い難く、設立当初から多くの歴史学者たちによって歴史的事実の認識に対する根拠の弱さが指摘されてきた。それにもかかわらず、彼らの言説はインターネットなどを介して広まっており、近年の日本で社会問題化している排外主義の源流になっていることも指摘されている(樋口[2014], 伊藤[2019])。

そこで先行研究は、なぜ彼らの言説は学術的に否定されてもお普及するのかという問題意識に基づき、その言説の形式、つまり運動を支える組織形態や主張が展開されるメディアの重要性を指摘してきた(俵[2001], 上杉[2003], 倉橋[2018])。しかし、確かにこうした言説の形式の重要性は認めたとしても、それを介して流通する言説の内容が荒唐無稽であれば、人びとが組織に参加したりメディアに触れたりすることはない。つまり単に内容の学術的な正しさを検証するのではなく、彼らの主張が当時の人々のどのような意識を表現し、結果としてそれに共感する人々の組織への参加やメディアとの接触につながっていったのかが明らかにされる必要がある。

以上のような問題意識に基づき、本稿は「自由主義史観」に表出された社会意識を資料に即して明らかにすることを目指す。次節ではまず先行研究を踏まえた本稿の方法論的立場と分析対象を記述する(→Ⅱ)。その後「自由主義史観」の内容とそれを支えた時代背景や政治的理念を確認し(→Ⅲ)、そのうえで1970年代から1980年代にかけての藤岡の議論の変遷を分析することで、当初の主張の背景にあった政治的理念が、社会情勢の変動によって失効していく過程を示す(→Ⅳ, Ⅴ)。その後彼が創出した新たな政治的理念の源流を確認し(→Ⅵ)、それが歴史修正主義に結実していく経緯を明らかにする(→Ⅶ)。結論では本稿の議論をまとめたいうで、今後の展望を示す(→Ⅷ)。

II. 「社会意識」から「社会心理」へ

本稿にとって最も重要な先行研究となるのは、社会学者の小熊英二による「つくる会」運動研究である(小熊[1998])。彼はこの運動を社会現象としてとらえ、その主導者である藤岡や小林の言説の内容を検討することで、そこに表出された社会意識を時代背景と関連付けて分析している。彼によれば、社会主義の失墜や国際化の進展、日本社会の中間集団の解体といった当時の時代背景が、人びとに従来の政治・社会秩序の崩壊を意識づけた。そしてこうした状況をもたらす「不安」から逃れ、国家という共同体に安住するために、ナショナリスティックで歴史修正主義的な「つくる会」が求められたのである(小熊[1998: 96-98])。他の研究を見ても、このような「不安」による説明は、近年のナショナリズムや歴史修正主義に対する基本的な理解を構成している(岩崎・リヒター [2005: 377-378], 岡部[2000: 22-24]など)。

このような小熊の議論は、社会意識論の系譜に位置する。この定式化を行った見田[1979: 101]によれば、社会意識とは「社会集団が、それぞれの存在諸条件に規定されつつ形成し、それぞれの存在諸条件を維持し、あるいは変革するための力として作用するものとしての、精神的諸過程と諸形象」である。社会意識論は、集団の成員が残した言説にこうした社会意識が表出されていると考え、計量調査や新聞記事、インタビュー、個人のライフヒストリーなどを分析してきた(見田[1984, 2012]など)。小熊も別の著作で「言葉の使用法の専門家として、集団的な心情を表現する言葉をつむぎ出す役割を負う」知識人の言説を通して社会意識を明らかにするという方法を定式化しており(小熊[2002: 21])、同様の方法で「つくる会」を分析した上記の論文についても、こうした議論の1つに位置づけられる。

見田や小熊のようなこれまでの社会意識論の

特徴は、論者が明確に措定しているがそれ自体は不可視な特定の社会構造が社会意識を規定しているという前提が置かれているということである。例えば見田の「現代における不幸の諸類型」は、新聞の身の上相談を素材に当時の人々の不幸を規定している文脈を分析したものであるが、最終的に種々の不幸の要因の根本は生産構造の問題に帰責されている(見田[1984: 1-56])。ここでは、近代市民社会という特定の社会構造が人間の「疎外」を生み出し、それが不幸として実感されるという、見田の議論に共通した理論的前提が置かれている(見田[1977])。同様の事態は上記の小熊の議論でも起こっている。彼は「つくる会」の出現が示した現代日本社会の心の闇が、「あらゆる共同性が、実感できる関係性が、有効で開かれた公共性が崩壊し、政治への不満も、経済的失速への焦りも、日常や未来への不安も、すべて表現する言葉が失われているかのような閉塞感」であると述べる(小熊[1998: 105])。しかしここでも近代社会という社会構造が必然的にグローバル化や大衆社会化を引き起こし、それが社会解体・流動化を発生させて人々の「不安」を生み出すという前提が置かれている(小熊・上野[2003: 1-4])。

しかし、彼らのように社会意識を規定する特定の社会構造を措定してしまうと、それが引き起こすと想定される「疎外」や「不安」以外の社会意識は、あらかじめ分析から排除されてしまう。さらに社会構造が「疎外」や「不安」を生み出すことは暗黙の前提になっているため、その内実が顧みられることもない。日本の排外主義の背景を考察した樋口[2014: 56]は、小熊のような議論に経験的な根拠がないことを批判して「想定する疎外状況が何を指すのか、明確にされることがほとんどない」と述べているが、結論が「疎外」や「不安」でとどまってしまうのは、むしろ上記のような前提の必然的な帰結であると言える。

本稿は従来の社会意識論に対する以上のような方法論的反省を踏まえて、社会意識を規定するような特定の社会構造を措定せずに、より資料に即した形で「自由主義史観」に表出された社会意識を考察していく。こうした本稿の立場の参考になるのが、社会意識論を定式化した見田に影響を与えていた、高橋徹の「社会心理」に関する議論である。

高橋によれば、社会心理とは「『イデオロギー』とともに広義の社会意識に属する」が、知識階級を主体としたイデオロギーとは異なった「大衆の行動や経験によって担われた『生きた社会思想』」であり、「社会の客観的実在としての『物質的基盤』による本源的規定を受ける反面、……それ自身の内在的論理を發展させ、客観的実在からの相対的独自性を保ちながらそれへと反作用を及ぼすものである」(高橋[1987: 192-195])。つまり社会心理は単に社会構造に規定されるのではなく、一定の独自性を持って展開していく。したがってその分析にあたっては「社会構造の客観的分析によって、事実や過程の因果論的解明を目指す社会決定論的アプローチ」ではなく「社会的行為者の主体的志向性や価値観の解釈的理解へと志向する……人間優位的アプローチ」が採用されることとなる(高橋[1987: ii])。つまり社会心理は措定された社会構造からではなく、人々の言説に即して理解されなければならない。

こうした高橋の議論を踏まえて、本稿では以下の具体的な分析の方針を採用する。1つは歴史的な文脈の析出である。社会心理の「現代的かつ歴史的な解明」(高橋[1987: ii])を試みた彼の姿勢に表れているように、社会心理は単にその時代の文脈に応じて即時的に形成されるものではなく、それまでの生活や経験に基づいた固有の厚みを持って立ち現れてくるものである。本稿の分析対象である藤岡について言えば、「自由主義史観」を提唱する前後の言説だけで

なく、それ以前の教育学的な言説も分析対象に含めて、彼の議論の歴史的な変遷を追う必要がある。したがって本稿では、藤岡の最初の論文が発表される1970年から、「自由主義史観」が提唱された連載記事(1994年4月から1996年3月)⁽¹⁾までの論文や論考の分析を行う。

もう1つは社会的な文脈の析出である。高橋[1987: 191]が社会心理という言葉を用いた意図として「社会心理学的思惟という心的世界の全体を、その背後にある全社会的過程との関連でとらえようとするところにある」と述べたように、特定の社会集団の社会心理は、単にその内部だけで育まれるものではなく、社会的な文脈を共有する他の個人や集団と共鳴しながら形成される。つまり本稿でも単に藤岡の言説だけでなく、彼の周囲に存在する他の言説にも目を配る必要がある。この作業の目的は、言説間の因果関係の同定というよりもむしろ、同時代の文脈を共有した複数の言説の布置を見ることで「自由主義史観」の1つの淵源を浮かび上がらせることにある。したがって本稿では、藤岡が参加していた教育運動や彼が参照していたビジネス書の言説も分析対象に含め、それらが藤岡の言説と共鳴する局面を明らかにしていくこととなる。

III. 「自由主義史観」とは何か

本節では「自由主義史観」の内容を確認するために、1990年代の藤岡の議論を整理する。彼はこの史観に対して、従来の歴史教育を支えていた近現代史以降の日本を全面否定する「東京裁判史観」とも、それに対抗して第二次世界大戦という侵略戦争を肯定してしまう「大東亜戦争肯定史観」とも異なる第3の史観という位置づけを与え、新たな近現代史教育の基盤とすることを提唱している。その内実をまとめれば、特に日本の政策決定のあり方について、近代国家が建設され独立を達成した明治維新から日露戦争までの時期を肯定的に、その後アジアに侵

略し国際的に孤立した第二次世界大戦までの時期を否定的にとらえようとするものであった(藤岡[1996: 153-157, 159])。彼はその具体的な特徴として、健康なナショナリズム、リアリズム、あらゆるイデオロギーからの自由、官僚主義批判という4つを挙げている(藤岡[1996: 160])。

この規定では右でも左でもないような歴史観に見えるが、藤岡は基本的に歴史教育改革を目指しており、既存の教科書が左派的な「東京裁判史観」に染まっていることを批判していたため、実質的にはかなり歴史修正主義的な歴史観になっている。実際に当初から彼は教科書記述における南京事件の虐殺者数の過大評価や明治維新の否定的な描き方を批判していた。また「自由主義」という用語の採用についても、戦前の自由主義者たちに代表される「軍国主義への反対」を引き継ぎたいとする一方で、そうした自由主義をブルジョア思想と位置付けて否定的な評価を与えてきた「マルクス主義に対する代案」という意味合いも付与しており、彼の反左翼的なスタンスが表れている(藤岡[1996: 157-158])。

ただしここから藤岡が完全に右派的な立場に移行したと考えるのは性急である。なぜなら彼は「自由主義史観」に対して、第3の歴史観という意味以外にも「自由な探求に開かれている」というその研究姿勢、方法論」という意味があるとも規定しているからである(藤岡[1996: 176])。つまり「自由主義史観」とは1つの歴史観に固執せず、様々な歴史観を突き合わせて科学的な探求を行っていくという姿勢そのものである。一見するとこれは批判者に対する単なる弁解にも見えるが、むしろ当初彼が重視していたのはこちらの側面であった。それを裏付けるのが、彼が同時期に推進していた社会科教育における教室ディベートの導入である。

藤岡は「どのように授業を行うべきか」について研究する教授学の専門家として、様々な指

導方法や教材を開発してきた。こうした活動の中で、特定の論題について生徒が賛成反対側に分かれて議論を行う教室ディベートは、義務教育の終了までに必要な学力の多くを含む能力としての「ディベートを楽しむことのできる力」を身に付けられる授業方法として提唱される(藤岡[1994a: 18])。そして自身が編集代表を務める『授業づくりネットワーク』誌上では、教師が教室でこの授業方法を活用できるように、具体的な進め方やそれに必要な道具立てを解説する連載を行っていた。

藤岡[1996: 199-201]によれば、このようなディベートは「対立仮説を意識的に設定し吟味する」ことで人間の認識の一面性を克服することができる。しかし「歴史教育の世界では、あいかわらず『東京裁判史観』がはばを利かせている。『論破を許さないという目的のためにそれを正しいのだと仮定する』言説がまかり通っている」。だからこそ歴史教育にディベートを持ち込む必要がある。つまり彼は、様々な「対立仮説」(対抗仮説)を突き合わせて議論することで、既存の歴史記述の修正を目指していたのである。

それではなぜ藤岡はディベートにこだわったのか。彼の中に前提としてあったのは、1980年代後半から1990年代前半にかけて社会情勢が大きく変化したという認識である。

雑誌創刊〔1988年の『授業ネットワーク』創刊〕以来の五年間は、世界史的な激動の時期に重なった。二十世紀の壮大な実験ともいえる社会主義は世界的な規模で崩壊し、米ソの冷戦は終結した。……この間、日本はますます世界の「経済大国」の位置を不動のものとし、日本ヌキに世界の経済は成り立たない時代になった。このような地球規模の変化の意味を考えることなしに、従来の観念の単なる延長線上に立って教育

の仕事……を進めていくことはできなくなりつつあるように思われる(藤岡[1993a: 125], □ 内引用者)

ここでの「従来の観念」の中核が「戦後民主主義」である。彼によれば戦後の日本人は、「民主主義」と「権力」を対立させ、国家権力を悪として考える民主主義観を保持しており、社会科教育がこの再生産を担ってきた。こうした「戦後民主主義」観念は、日本人に対して自己の権利を主張することを教えるという利点を与えてきた一方、国内・国際情勢の激変を経てビジョンに基づく国家運営が必要になった1990年代には、そのための権力の必要性すら否定するネガティブなものへと転化してしまった(藤岡[1994b: 101-102])。日本人の国家運営への意識の希薄さはまた、国際理解の弱さにもつながっている。藤岡[1993b]によれば、日本人はアメリカなどと比べて世界政策に対する意識がなく、湾岸戦争などの国際的な危機的状況が生まれても国際社会の常識に沿った対応ができない。こうした点を理解せずに行われる国際理解教育は、結局のところ日本人が「地球市民」になることを妨げているのである。そして彼はこのような悪影響を及ぼした「戦後民主主義」観念を克服することが「社会科再生の最大の課題」と位置づけている(藤岡[1994b: 102])。

こうした課題への対処法が「議論の文化」の醸成である。藤岡[1994a: 14-16]によれば、社会主義の崩壊や第二次世界大戦における日本による侵略などの歴史上の巨大な失敗は、批判の自由の欠如、つまりディベートの欠如と結びついている。だからこそ「日本が歴史のあやまちを二度と再び繰り返さず、国際協調のもとで民主主義社会として発展していくためには、政治指導者にも国民の側にも、社会的決定の前提として討論の意義を重視する思想、いいかえれば『議論の文化』を根付かせねばならない」(藤岡

[1994a: 16-17])。

この言葉は、彼の社会科教育観と併せて理解するべきである。彼は「自由主義史観」の提唱以前から、教育の目的を「主権者育成」に、社会科教育の目的をそのための「科学的社會認識の形成」においてきた(藤岡[1983a: 101])。この「主権者」という言葉は、1950年代末に日教組の議論の中で登場した後、教育運動の中で広く受け入れられてきた概念であり、「国の主人公」としての主体的な国民という意味を持っていた(子安・久保田[2000])。後に見るように、この概念は1980年代以降の国内・国際情勢の中で揺らいでいくのだが、少なくとも藤岡の頭の中には教育の目的として主体的な国民の育成があったことは間違いない。こうした認識の下で藤岡は、21世紀の社会科教育の中心に、議論に基づく民主主義ができる国民を育てることを置き、こうした国民の育成こそが「日本の民主主義を国民自身の、自己責任、自己決定において発展させる」ために必要になると述べる(藤岡[1994c: 132-133])。

小熊[1998: 96-97]は、藤岡の著作から規範とすべき「常民」や「常識」が見いだせず、「頼るべきモデルがない『価値観の揺らぎ』への不安がうかがえる」と述べているが、以上の整理からは、むしろこの時期の藤岡が目指すべき国民像を明確に設定していたことが分かる。ここまでの整理を踏まえて改めて「自由主義史観」を定義すれば、歴史修正主義的な歴史観を擁護しつつも、主体的なディベートを通して既存の教科書記述に挑戦することで、教育現場から「議論の文化」を醸成し、国際社会で通用する国民を形成するための運動だったと言えるだろう。そして「議論の文化」が根付いた国民という政治的理念は、藤岡の教育学者としてのキャリアの中で、社会情勢の影響を受けて確立したものであった。次節ではまず1980年代前半までの彼の議論を概観し、彼がこの時期に依拠して

いた政治的理念を明らかにする。

IV. 戦後教育運動の目標としての国民的自覚の形成

教授学、特に社会科教育の専門家としてアカデミズムの世界に入った彼が注目を集めるようになったのは、1975年の学力論に関する共著論文である。1970年代に入ると授業についていけない子どもの大量発生が明るみになり、戦後3度目の学力問題が提起されたが、そこでの問題の1つは「『できるがわからない』という歪んだ学力」であった(和井田[2006: 13-14])。こうした学力を規定するものとして、藤岡は「体制側の教育理論にもとづく支配的な学力観となっている態度主義」を批判する(鈴木・藤岡[1975: 92])。論文内ではそれと類似するものとして、当時学力問題に精力的に取り組んでいた国民教育研究所の坂元忠芳の学力観についても批判し、その後の「学力論争」を引き起こすこととなった。

藤岡によれば、態度主義が重視する「態度」や「思考力」は歴史的に蓄積されてきた科学の成果に関わりのないものであり、この立場は「事実上教育内容の科学性を否定していく」ものとして批判されるべきものであった(鈴木・藤岡[1975: 92-94])。加えてその翌年には、こうした学力観に基づいた当時の教育が、「国民の教育に対する要求が高まり、民主主義的意識の定着と成長につれて、学校に対してますます高い要求が出されるにいたった」中で、行政や学校、教師がそれに見合った教育を提供できていないという問題意識にも接続される(藤岡[1976: 27])。

藤岡は教授学の専門家として、こうした問題を子どもや教師ではなく、教育内容の欠陥に帰責するという立場を取る。そこで彼はこの問題への対処として、同じく教授学の専門家であった勝田守一による「成果が計測可能なように組

織された教育内容を、学習して到達した能力」という学力規定を基に、教育内容の科学的な組織化を提案する(藤岡[1976, 1978])。これを筆者なりにまとめると、以下ようになる。つまり、例えばある単元に関して大きな到達目標を設定し、それを分解する形で細かい到達目標を設定すれば、それぞれの目標に対して教育の内容を決定することができ、教師がそれをこなしていけば自動的に到達目標に達成できるような組織化された教育内容を作ることができる、ということである。こうして科学的に組織化された教育プログラムは、ベテラン教師だけでなくどのような教師でも実施可能なものになりうることが目指されており(藤岡[1976: 36-40])、このために藤岡は教育実践への志向を強めていく(藤岡[1980a, 1982]など)。

つまりこの時期の彼の議論は「体制側」、つまり国家権力を批判しつつ、科学という方法を活用することで、国民によりよい教育を提供するという構図になっている。そしてこうした構図は、以下で見るように戦後日本の民間教育運動に幅広く共有されているものでもあった。

戦前の教育への反省を受け、敗戦直後には政府が教育改革の旗手となっていたが、1950年代に入ると政府は改革に消極的な姿勢へと変化する。こうした状況に対して教師の側から改革を進めていく動きとして、労働組合であった日本教職員組合(日教組)が主導する研究活動に加え、多くの民間教育研究団体が立ち上げられた(佐藤隆[2005: 41-42])。このような動きの中で、戦時下で活動中止を余儀なくされていた教育科学研究会(教科研)も1952年に再発足する。彼らは戦前的な教育観、つまり国民道徳の形成という目的のためには国家が教育を修正するのが当然であるという教育観を批判しながら、「科学と教育の結合」を旗印に、1950年代から1960年代にかけての民間教育運動をリードしていった(堀尾[1993: 48])。藤岡も教科研の教授学部会

(1987年に授業づくり部会へと改名)の代表を長らく務めており、教科研と同様に国家権力への対抗と、国家の介入を防ぐための科学の活用を志向していたと考えられる。

彼らのこうした教育的立場を支えていたのは、「国家の復権に対する国民の権利の自覚化と独立国家を支える民衆の自覚の結晶核」としての目指すべき国民像であった(堀尾[1993: 49])。1960年代の教育研究運動では、サンフランシスコ条約による片面講和や1969年の安保条約改訂によって日本が対米従属のもとにあるという認識が主流であり、社会主義革命を目指した講座派マルクス主義の政治的な影響も受けながら、真の独立と国民的自覚の形成が課題とされていた(堀尾[1993: 49], 小玉[2013: 41-44])。こうした状況下で教育分野において「民主的な進歩勢力対反動的な保守勢力」という対抗図式が確立し、戦後教育運動は文科省の教育への介入を反動的なものとして批判しつつ、学問の成果を科学的に、つまり非政治的に教える(ただしその裏にはマルクス主義的政治性が隠されている)ものとして自己を提示してきたのである(小玉[2013])。

前節でも述べたように、当時の教育運動ではこうした国民像は「主権者」という言葉で共有され、藤岡の著作の中でも教育の目的としての「主権者育成」が明示されている(藤岡[1983a: 101])。ただし、そうした主権者が国家に対抗するものなのか、それとも国家に与するものなのかという点で、この時期の彼の国民像は「自由主義史観」の時期とは大きく異なっていたと言えよう。次節では1980年代後半の彼の議論を見ていくことで、この藤岡の転換の契機を検討する。

V. 法則化運動の席卷と新たな政治的理 念の模索

藤岡の言説を時代に沿って見ていくと、彼の

主張に変化が見られるのは1980年代後半である。そのきっかけは、小学校教諭の向山洋一が1984年に提唱した「教育技術の法則化」運動(法則化運動)であった。個々の教師に蓄積されたすぐれた教育技術を広めていこうとしたこの運動は、「“教える”ということの技術を効率よく普遍化して誰にでも感動的な授業が出来るシステム」を構築するものとして、爆発的に教師の間に流行することになった(向山[1986: 40-41])。

藤岡はこの運動に対して強く賛同していたが、最大の理由は、この運動が特に現場の若い教師の切実な要求に応えるものであり、教育実践を志向していた藤岡の方向性に合致していたからである(藤岡[1986: 29-34])。そしてこの運動に影響を受けた藤岡は従来の教育内容・教材研究に加えて、新たに教授行為のレベルに着目するようになり(藤岡[1994d: 8-9])、それが後に「ストップモーション方式」の授業研究として教授行為の分析システムに結実していくことになる(石井[2017: 178-179])²⁾。

この運動が彼に与えたもう1つの大きな影響が、戦後教育運動の行き詰まりの実感である。彼はこれを「戦後民主主義」と「科学」を二本柱としていた「六〇年代型」の限界として表現する(藤岡・向山[1988: 16-17], 藤岡[1988a: 24-26])。こうした「六〇年代型」の教育は「上から偉い人が、国民に教え諭して、正しい思想を普及するという発想」に立っており、子どもや若い教師には魅力がないのである(藤岡・向山[1988: 17])。前述のように「戦後民主主義」が国家権力の否定を意味していることを考えれば(→Ⅲ)、これはまさに戦後の民間教育研究運動の理念に対する疑義の表明であった。

藤岡のこの問題意識は、この時期に発生していたいくつかの問題に裏打ちされている。その1つは、教師集団の解体である。1980年代後半になると、かつてほぼすべての教員を組合員としていた日教組の組織率は5割まで落ち込み、

運動を支えてきた教師の退職や高齢化によって維持そのものが難しくなる団体も多く出現していた(佐藤隆[2005: 45])。一方で新たな担い手となるべき若い教師たちは、重苦しさを持った従来の教育運動を離れてサークルのような新たな運動形態を模索していたのである(佐藤隆[2005: 45-47])。

もう1つ重要な問題は、社会科解体論の登場である。戦後に新たに創設された教科「社会」は、公民や地理、歴史を含みながら、小学校第一学年から高等学校最終学年まで縦断する形で存在し続けており、教育者の中では社会認識・市民性教育の統一的発展を保障する「小・中・高校一貫の社会科」として位置づけられていた(高山[1994: 1])。しかし1985年の参院予算委員会で、当時議員でもあった歴史学者の林健太郎が「もう社会科の役割は終わったのですよ」と述べて社会科解体を提言し(二谷[1988: 34])、その2年後には小学校低学年の社会科は生活科に、高等学校の社会科は地理歴史科と公民科に分けられることとなった。

教科研の歴史を振り返った堀尾[1993: 49-50]が指摘するように、これらの問題が示しているのは、1980年代後半という時代の中で、戦後教育運動が目指していた国民像自体が失効していたということである。1960年代の時代背景の中で目指された真の独立を目的とした国民像は、高度経済成長期を経て日本がアメリカと並ぶ経済大国であるという意識が確立する中で、もはや効力を持たなくなっていた。結果として若い教師たちはこうした国民像に共感できずに新たな運動へと流れていき、主権者教育という形で戦後教育運動の重要な部分を担っていた社会科は部分的解体に向かうことになったと言える。

法則化運動に対する藤岡の共鳴には、以上のような教育運動の行き詰まりの打開への期待が含まれていたが、結局この期待は裏切られることになる。これには2つの理由があった。1つ

はこの運動が、結局教育研究に亀裂を持ち込むという結果に終わってしまったからである。この運動に対しては既存の民間教育運動団体から多くの批判が寄せられていた。その中には授業や教育を技術としてとらえることの是非などの重要な論点も含まれていたが(石井[2017: 173-174])、藤岡からは、多くの批判は単に運動の勢いを止めることを目的とした無益なものに見えた(藤岡・向山[1988: 27])。一方でこれに対する向山の反応も快いものではなく、建設的な議論にはならなかったのである(藤岡[1988b: 102-103])。

もう1つの理由は、法則化運動には理論がないということであった。先に述べたように法則化運動は教授行為を重視しており、教育技術の普及に焦点を当てている一方で、目標やねらい、つまりその教育技術によって何が達成されるのかという点は重視されていなかった。しかし藤岡[1986: 35]によれば、例えば『跳び箱を全員とばせる』技術を普及しようとした瞬間に……、その行為には、『跳び箱を全員とばせる』ことが何らかの意味で『よい』ことであり、『すぐれた』教育になるという教育観を内包せざるをえない。だからこそ彼は法則化運動に対して「個々の法則が内包する理論、教育的文脈を視野に入れる方向にすすんでほしい」という要望を提出し、個々の教育技術によって最終的に何を達成したいのかという点を問うていた(藤岡[1986: 36])。

この要望を理解するためには、彼の教育観(→Ⅲ)と教育内容体系化の主張(→Ⅳ)とを併せて考える必要がある。前述のように彼は教育全般の目的を「主権者育成」に置いていた。これを教育内容体系化の主張、そして法則化運動と結びつければ、藤岡は、教育や社会科教育の目的を達成するために各学年やカリキュラム毎に体系化された到達目標を設定し、その最も細かいレベルでの目標が一对一で個々の教育技

術に対応すると考えていたのではないだろうか。しかし、上述のようにこの時期「主権者育成」という言葉に内包されていた従来の国民像は失効していた。つまり藤岡は法則化運動から立ち上がる理論が、最終的な到達目標としての新たな国民像を設定しようと考えていたと推測できる。

結局以上のような失望を受けて、藤岡は1998年に自ら「授業づくりネットワーク」運動を立ち上げることになる。教科研の授業づくり部会の会員を中心としたこの運動は、「異質なものの学びあいの原則」、「受信者・発信者一体の原則」、「文体革新の原則」の3つの柱から成り立つ運動として提唱され、その中で具体的な授業実践を基盤としながら、教師が主体性を持って相互に学び合うような環境を形成しようとしていた(藤岡[1988c])。特に原則の1つ目は法則化運動の1つ目の問題点を克服するためのものであり、参加メンバーは他団体との掛け持ちが基本となっていた。

しかしこの原則が採用された結果、この運動では「理論・体系を相対化する」ことが目指され(藤岡[1988d: 66])、「理論は参加メンバー個々が自分でつくり発展させていくべきである」とされる(藤岡[1988c: 27])。つまりこの時点で法則化運動の2つ目の問題点を克服することはできておらず、彼にとって理念となるべき国民像は模索の段階であった。彼が新たな理念としての「議論の文化」にたどり着くには1990年代を待たねばならなかった。

VI. ビジネス書ブームと「議論の文化」

それでは「議論の文化」はどこから出てきたのだろうか。この疑問に答えるために湾岸戦争前後の藤岡の言説を比較してみると、参考文献に大きな違いがあることが分かる。1980年代までの論考ではほぼ教育学系の論者の著作のみが参照されていたのに対して、湾岸戦争を過ぎる

とそれ以外の論者が増加する。ここにはまず西尾幹二や江藤淳など「従来の保守系ナショナリスト」(小熊[1998: 99])の著作が含まれ、これは「自由主義史観」の右派的な性格を反映している。

ただしここで着目したいのは、世界情勢に対する課題意識を補強する形で、堺屋太一や岡崎久彦、佐藤隆三といった評論家によるビジネス書が参照されている点である。例えば湾岸戦争後最初の論考と見られる「子供は教師をこえてゆく」は、堺屋[1991]の『日本革質』からの引用から始まり、湾岸戦争によって従来の「心情的平和主義の正当性は無残に打ち砕かれてしまった」と述べられている(藤岡[1991: 288])。したがって「議論の文化」の由来を理解するためには、この時代のビジネス書の位置づけの検討が必要になる。

そして藤岡が理念を模索していた1980年代後半は、まさにビジネス書の人気が高まっていた時期であった。書籍の分類ごとに出版傾向を解説した『出版指標・年報』では、1986年後半から年末にかけてビジネス書が軒並みヒットし、「書店店頭でも、売れ行き良好書を前面に陳列すれば、自ずからビジネス書コーナーが出来上がってしまうといった状況だった」ことが指摘されている(全国出版協会出版科学研究所編[1987: 72])。こうした傾向を受けて、翌年の解説では、それまで社会科学の一部として取り扱われていたビジネス書が、初めて1つのジャンルとしてくり出されるようになる(全国出版協会出版科学研究所編[1988: 58-61])。

このブームの背景にあったのが、景気停滞や当時一挙に進んだ円高などの経済的な不安定要因の増加の中で、「果たして世の中はこれからどうなるのだろうと誰もが漠然と将来展望の取っ掛かりを掴めないでいる」という社会状況である(全国出版協会出版科学研究所編[1987: 71-72])。これがビジネスマンの自己啓発・勉強熱

を刺激し、未来予測を謳った本や、ビジネスに必要なスキル・知識についての本の人気が高まった。そしてこれに拍車をかけたのが「日本の貿易黒字の突出に対する諸外国からの批判の声はますます強くなり、とりわけ日米間の摩擦は緊張を高める一方である」というような国際情勢であった(全国出版協会出版科学研究所編[1987: 73])。こうした情勢を受けて、自己啓発・未来予測と日本論が組み合わさったビジネス書ブームが1991年頃まで継続していく⁽³⁾。

著者の実績に売上が左右される傾向が強いビジネス書におけるこの時期の人気作家は、堺屋に加えて、作家・評論家の落合信彦、経済評論家の長谷川慶太郎、経営コンサルタントの大前研一などであった。そして上記のような背景を受けて、彼らの論調の大枠はかなり似通っている。つまり、日本は経済大国にもかかわらずグローバル化を始めとする世界の変化についていけない、その背景に日本人の閉鎖性やそれに起因する旧態依然とした政治・経済がある、こうした危機を乗り越えるためには国際化が必要である、といった言説である(落合[1989], 大前[1989], 堺屋[1985]など)。

こうした論調は、1991年の湾岸戦争に対する言説でも引き続いている。この戦争で大きく問題とされたのは日本政府の外交の失敗であった。つまり多額の金銭的な貢献をしたにもかかわらず、人的・軍事的貢献をしなかったことで他国から批判され、助けたはずのクウェートからの感謝広告にも国名が掲載されなかったのである。この失敗は国際社会と国際化できていない日本人のずれを表すものとして受け止められ、特に保守的な論客から従来 of 平和外交の見直しや日本としての自己主張の必要性が様々な形で提言されるようになった(野田[1991], 田中[1991]など)。こうした論調は政策にも影響を与えるほどに力を持ち、1992年のPKO協力の制定につながっていく。

この流れの中に、自己啓発のための方法としてディベートも位置づけられる。倉橋[2018: 90-92]によれば、湾岸戦争後の1993年頃からビジネス書と教育書を中心にディベートに関する書籍が増加するが、「新聞言説では、『民主主義』『日本人のコンプレックス』『国際社会』との関連が読み取れる」。これはまさに先の国際化と同種の言説と言えよう。つまり自分の主張を論理的に主張する民主主義が成熟していないことが国際化できないこと背景にあるとみなされ、日本人のコンプレックスとなっているわけである。この時期のビジネス書系ディベート本の主な著者は、英語教師でアメリカ大使館同時通訳者でもあった松本道弘と、シンクタンク主任研究員を経て評論家へと独立した北岡俊明だが(倉橋[2018: 94-96])、彼らの著作でもそうした論調と重なり合う形でディベートが推奨されている。つまり経済大国となった日本がその閉鎖性ゆえに各国から批判される中で、日本人が国際化して外国人と対等に渡り合うために必要な論理的思考や論理的な議論を身に付ける方法が、ディベートなのである(北岡[1986: 9-12], 松本[1989: 1-6])。

以上のように1980年代後半以降ビジネス書の中では、経済大国としての日本という認識、世界情勢に対応するための国際化の重視、そのためのディベートという一連の言説が形成されてきた。こうした言説に共鳴し、それを教育の領域に適用したのが藤岡であったと言える。例えば彼の国際認識を示す論考では、経済学者佐藤隆三の時事評論的な書籍『日米新時代への決断』が引用され、日本のマスコミの国際感覚の欠如や湾岸戦争における日本人の国際的な常識の欠如が嘆かれている(藤岡[1993b], 佐藤隆三[1991])。また彼が編集代表を務めていた『授業づくりネットワーク』の教室ディベートに関する増刊号では、「ビジネス・ディベートの普及の草分けの位置を占める」人物として松本道弘

が寄稿している(藤岡[1994a: 17], 松本[1994])。このようにディベートはビジネス書と共鳴しながら教育分野でも人気を博すようになり、教育系のディベート本も同時期に増加することとなった(倉橋[2018: 93-94])。

それでは、なぜビジネス書と同型の言説が教育界にも受け入れられたのだろうか。当然1つの理由は、ビジネスマンも教師も日本の経済大国化という新たな社会情勢下で従来のやり方が通用しなくなり、新たなやり方を模索していたという点で共通していたということだろう。それに加えてここでは、特に社会科教師の中にディベートが受け入れやすい素地があったことも指摘しておきたい。

1960年代以降の歴史教育では、子どもの主体性を育むために討論を重視した教育実践が積み重ねられていた。この背景には、戦後すぐの歴史教育協議会を中心とした歴史教育が、子どもへの教育という側面への十分な理解が欠いていた部分があったことへの反省があった(加藤[2013: 62-69], 宮原[2009: 47-48])。その先駆的なものが、日露戦争における主戦論と反戦論の立場でクラス討論をさせた加藤文三の授業である(宮原[2009: 50])。その後こうした形式の授業は千葉県歴教協のメンバーへと引き継がれ、人々への「共感」を促して「中学生に自由に予想＝仮説を立てさせる方法で」子ども達の主体的な歴史認識を育てることを目指した1970年代の安井俊夫の一連の授業を経て、子ども達が自分で立てた仮説を討議してその実証性や論理性を検証するために「討論授業」を取り入れた、加藤文明の「考える日本史」へと結実する(宮原[2009: 53-55])。このような歴史教育における子どもの主体性を重視した討論形式の授業の蓄積は、社会科教師にとってディベートを受け入れやすい素地を作っていた。藤岡がこれを日本の経済大国化という新たな情勢の認識と結びつけたことで、彼のディベート論も一定数の教師に

受け入れられたと考えられる。

VII. 近現代史の重視から歴史修正主義へ

それでは、ディベートはどのように近現代史の歴史教育と結びつき、最終的に歴史修正主義として結実することになったのだろうか。まずこの問いの前半部に関連して、この時期のビジネス書が「歴史から学ぶ」ことを重視していたことを指摘したい。先に述べたように当時のビジネス書ブームは経済情勢の見通しの悪さを背景にしていたが、これは短期的な経験から未来を見通せないことを意味している。こうした時代の要請を受けて、この時期のビジネス書はより長期的な歴史から学ぶことを押し出すものが多い。例えば堺屋[1985: 3]は未来の予測のためには社会全体の変化を視野に入れねばならず、そのために「古代に遡って『価値』の意味を模索する気になった」と述べる。また外務省に所属しながら外交評論家としての活動も行っていた岡崎[1983: 6]も「国家戦略の基礎的な事実関係」を日本の歴史と地理であると考え、そこから現在の日本をとりまく戦略的環境を解明する「戦略論」を提唱していた。

こうした姿勢は藤岡の主張にも取り入れられている。例えば彼によれば「歴史教育の最大かつ究極の評価基準は、日本国民がこれからの時代をより幸せに生きていくための基礎的教養を身につける機会に歴史教育がなっているかどうかである」(藤岡[1996: 20])。また彼は歴史学者の小川哲雄らが提唱する日本近現代史の「四十年サイクル説」、つまり近現代の百二十年の歴史が、明治維新から日露戦争、日露戦争から敗戦、敗戦から経済大国化した1985年頃という四十年単位で成功→失敗→成功と歩みを進めているという説を支持している。そして歴史から教訓を学び取るために日露戦争から敗戦までの「失敗の四十年間」の原因を探求するべきであると主張するのである(藤岡[1996: 153-164])。

こうした藤岡の主張に特に大きな影響を与えていたのが、岡崎の「戦略論」であった。彼は「自由主義史観」の連載全23回のうちまるまる1回を「戦略論」に充てており、日露戦争直後から近代日本が戦略的な誤りを犯すようになったという岡崎の見解を詳説している(藤岡[1996: 129-140])。そして「自由主義史観」の具体的な特徴の1つも、「戦略論」的リアリズムだと規定されている(藤岡[1996: 160])。また彼の批判者である氏家[1999]も、藤岡の「自由主義史観」とディベート論を一括して、国家戦略や軍事戦略を至上命題と考える「戦略論主義」であると称している。

ただし岡崎の議論はあくまで歴史を解釈するための大きな枠組みを与えるものでしかなく、歴史修正主義とまでは言い難い。本節冒頭の問いの後半部に答えるにあたって検討すべきは、この時期の藤岡の反左翼性と、彼のディベートに対する考え方である。

まず前者に関してだが、実は藤岡は1980年代から度々歴史教科書の記述内容、特に重要な歴史事象を羅列するだけで因果関係の解説に踏み込まないことを問題視していた(藤岡[1980b, 1983b]など)。そしてまたその原因を、検定を行う教育行政側のみに押し付ける戦後教育運動や歴史学の姿勢にも懐疑的であった。彼によれば「社会科教科書問題を、政治的イデオロギー論争に還元するのでは議論の仕方としてまったく不十分」なのである(藤岡[1983b: 83])。

こうした教育運動への懐疑は、法則化運動を通して反左翼の姿勢に接続される(→V)。この時期の向山との対談では、教育行政への責任の押し付けに対する疑念に加えて、教育運動が「団体毎でセクト化して」いる、あるいは法則化運動以降「お互いに相手を罵倒するようなどころがある」という批判が提出され(藤岡・向山[1988: 15, 27])、教育運動の左翼性に対する忌避感が垣間見える。

こうした忌避感、1990年代のソ連の崩壊を受けてマルクス主義への批判という形で結実する。「議論の文化」は社会主義の失敗が「批判の自由」の欠如に基づくという理解のもとで提唱されたが(→Ⅲ)、上述した従来の教育運動への批判も、マルクス主義の弊害として認識されるようになる。こうして藤岡の中でマルクス主義に対する否定的評価が確立し、歴史教科書からもその悪影響を取り除こうと模索していくのである。

このために活用されるのがディベートである。先に述べたように藤岡[1996: 201]が問題視するのは、歴史教育における「東京裁判史観」が「論破を許さないという目的のためにそれを正しいのだと仮定する」言説になっていることである(→Ⅲ)。しかしこうした言説は、それが対立する見解からの批判にさらされていないという点で、本質的な弱さを持っている。したがってこうした「東京裁判史観」に対抗仮説をぶつけて議論するためのディベートが重要になるのである。

この対抗仮説として藤岡が取り入れたのが、先のビジネス書ブームの流れの中にいた渡部昇一の歴史観であった。大学教授であった渡部の専門は英語学であったが、評論活動も積極的に展開しており、『諸君!』に寄稿するなど保守系知識人としての顔も持っていた。そんな彼が1980年代後半のビジネス書ブームに登場したのは、石原慎太郎らと共著で1990年に出版した『それでも「NO」と言える日本』(石原他[1990])である。

この本はその前年に発売され、当時のソニー会長盛田昭夫と政治家の石原慎太郎が、日米貿易摩擦におけるアメリカの姿勢を批判しつつ、日本が他国に向けて意思表示していくことの重要性を説いた『「NO」と言える日本』(盛田・石原[1989])の続編である。ビジネス書でありながら1990年のベストセラーランキング3位に入

った一作目に続いて、渡部が参加した続編も同様の論調で人気を博し、同年のベストセラーランキング11位まで売上を伸ばした(栗原編[1991: 487])。このヒットを受けて渡部は1990年代半ばには人気ビジネス書作家の一人となった(栗原編[1994: 88])。

彼は歴史学者ではないが、1970年代から『日本史から見た日本人』を発表し、国際化を意識しつつ日本の歴史を踏まえた日本人論を展開していた(渡部[1973: i-vi])。そしてこのシリーズの三作目として発表された昭和編では、「どうして日本人は日露戦争の時代から見ると、あんなにも外交下手になったのか、また被統治能力を失ったのか」という疑問を立て、これに対してアメリカの日系移民排斥問題などの外圧が明治憲法の欠陥としての統帥権干犯問題を引き起こし、軍に対する歯止めが利かなくなったという説明を提示している(渡部[1989])。この本での彼の狙いは「日本も道を誤ったが、他国もそれに劣らず道を誤っていた」ことを示し、日本人性悪説を正すことであったのである(渡部[1989: 3-7])。

この狙いのために、この本では東京裁判への批判や南京事件での死者数への疑問などが提出される(渡部[1989: 367-404])。彼によればこうした「反日プロパガンダ」が戦後も流通し続けているのは、外国勢力と手を組んだ国内の東京裁判史観派(「大新聞」や一部の学者)の利益のためであり、彼らはこれを基に本を書いたり新聞記事を作ったりして不当な利益を得ているのである(渡部[1989: 404-406])。また石原らとの共著では、このようなプロパガンダのせいでアメリカが日本を誤解し、日本叩きが正当化されているという認識の下、こうした歴史観を正すことが訴えられている(石原他[1990: 168-185])。

以上のように渡部の歴史観は、他のビジネス書と同様に「歴史の原因を探求し、そこから教訓をひき出す」(藤岡[1996: 79])ものであったと

同時に、マルクス主義史観を日本や日本人を暗く描くものとしてとらえ、それに対抗するものでもあった(渡部[1973: ii-v])。したがってこの歴史観は、ディベートの中でマルクス主義史観に対立させる絶好の素材であったと考えられる。実際に藤岡は渡部を「大東亜戦争肯定史観」派として位置づける一方で、侵略戦争の肯定という「戦前日本の対外的国家行動の道義的正当性に関する評価という1点だけを除けば、渡部説は歴史の見方としては『自由主義史観』そのもの」と述べている(藤岡[1996: 172])。しかも渡部はそれ以前に戦争の侵略性を認める発言もしており(上丸[2011: 339])、結局のところ歴史観としての「自由主義史観」は、保守知識人であった渡部の歴史観を踏襲したものであった。

近年の藤岡の主張では、こうした歴史観は「東京裁判史観」より絶対的に正しいものとされているように見える。しかし少なくとも初期の「自由主義史観」は「確立した史観ではなく、形成途上の模索の段階にあるものである」とされており、これに関する「批判や反批判は、より真実に近づく有効な方法の一つである」と考えられていた(藤岡[1996: 266])。実際藤岡は、歴史学者の笠原十九司からの南京事件についての学術的な批判に対して、「異説とのつきあわせ」という観点から反論を行っているし、一方でそうした「説」の形を取っていない(と藤岡が判断した)教育研究者の森田俊男や新聞記者の上丸洋一からの批判に対しては、「個人攻撃」や「中傷」として非難している(藤岡[1996: 188-198, 266-289])。時代が下るにつれて彼の姿勢が硬直化していったことは否めないものの、議論を歓迎し議論にならない反論を拒絶する初期の藤岡の姿勢は、「自由主義史観」がディベートに密接に関係していることを示唆している。

VIII. 結論と展望

ここまで本稿は1970年代から1990年代までの藤岡の言説を、彼と文脈を共有したと見られる同時代の他の言説の布置にも目を配りながら分析してきた。その背景にあった問題意識は、小熊[1998]のような社会意識論が指摘する、近代社会という社会構造から必然的に導き出されるような「不安」に還元しない形で、「自由主義史観」に表出された社会意識とそれを生み出した歴史的・社会的文脈を明らかにすることであった。

こうした問題意識を受けて改めて本稿の議論をまとめると、第一に1980年代後半における日本の経済大国化とそれに伴う国際化の必要性の認識という文脈が、国際社会を生き抜けるような日本・日本人の新たな自己規定を要請したことを指摘できる。こうした要請にまず応えたのが、経済摩擦の先鋒としてこの状況に真っ先に対応せざるを得なかったビジネスマン向けのビジネス書であった。この言説の中で外国と対等に議論できる日本人という理念が想像されるようになり、そのために必要とされたスキルがディベートであった。加えてこうした言説の中では、不透明な将来を予測するための手掛かりとして歴史を学ぶことも重視されていた。

ビジネス書で形成された以上のような言説は、同様の文脈の中で従来の運動が前提とする国民像が失効していた教育運動にも適合的であった。藤岡はその政治的理念を「議論の文化」と規定し、その理念の下で教育方法としてのディベートの導入と、ただ知識を詰め込むだけで将来予測のような実用的な利益につながらない従来の歴史教育の変革を先導するようになる。そしてこの2つが交差したところに、近現代史の歴史教育にディベートを取り入れる藤岡の手法が生まれたと言えるだろう。

本稿で指摘したような藤岡の言説とビジネス書との共鳴は、「つくる会」がビジネスマンに

支持されていたことから傍証できる。実際先行研究では、「つくる会」や保守言説の支持者に会社員や経営者・自営業者が多いことが指摘されており(小熊・上野[2003: 84-85], 永吉[2019]など)、藤岡によるディベートと歴史学習の接続が、ビジネスの領域と親和性が高いことを示している。

しかし第二に、ディベートにおける歴史の素材化は、マルクス主義的ではない新たな歴史観を要請することになった。その素材となったのが、敗戦につながる昭和の日本政治の失敗を明らかにしようとした渡部昇一による歴史観であった。彼は第二次世界大戦開戦への経緯を国際社会や国内制度の構造から分析することで、その責任が日本だけに負わせられることを回避しようとしたのである。こうした姿勢は日本人の道徳的責任を追及しようとする言説への強い拒否反応を生み出した。そしてこの時期教育運動を通してマルクス主義に失望していた藤岡もこうした歴史観を取り込んでいき、「議論の文化」という理念の下で歴史修正主義的な「自由主義史観」を生み出したのである。

このような「議論の文化」と歴史修正主義の接続はまた、韓国や中国などの東アジア諸国家との関係性の見直しを要求する近年の保守言説にも通底している可能性がある。例えば1990年代後半以降、日本の外交を「謝罪外交」として批判するような言説が見られるようになった。これらの言説には、中国や韓国が主張する戦争被害を認めないという姿勢に加えて、「日本は感情に流されてただ謝罪するのではなく、事実に基づいた対等な議論を行うべきだ」という主張も見られる。こうした主張の典型例が、その表紙に「韓国にはもう謝罪も補償も必要ないんだ」と書かれた、2000年代の保守言説の代表例である『マンガ嫌韓流』である(明戸[2016])。この漫画の多くの章では日本側の主張と韓国側の主張が討論して日本側が勝利するというディベ

ートの構図がとられているが、そこでは「感情論や自虐・贖罪史観では本当の歴史は見えてこない」(山野[2005: 230])、「日本と韓国の真の友好のために理性をもって話し合うことから始めなければならない」(山野[2005: 260])と語られており、従来の日韓関係が対等な議論に基づいていないことが批判されている。ここから垣間見えるのは、自身の正しさを主張して国際社会と対等に渡り合うという実用的な利益が学術的な正否に優先しているという状況であり、「議論の文化」という政治的理念が歴史修正主義的な主張の必要性の裏付けとして機能しているということである。こうした東アジア諸国家、特

に韓国との関係性に対する不満は、在日コリアンへの排外主義に接続していることも指摘されており(樋口[2014: 183-206])、今後の展望としてこうした言説の布置の分析が考えられる。

もちろん以上のような議論は現時点では可能性の示唆に留まる。しかし本稿で明らかにしたような社会意識とそれを規定する歴史的・社会的文脈は、社会構造をあらかじめ措定してしまう従来の社会意識論では考察が難しいものであり、「生きた社会思想」としての社会意識を、それを生きた人々の言説に即して分析する本稿の方法論的立場の有効性を示していると言えるだろう。

註

1. 本稿ではこの連載記事について、再録されている『近現代史教育の改革』(藤岡[1996])を参照する。
2. ストップモーション方式とは、授業研究の際に該当の授業を録画したビデオをしばしば止めて、解説者が授業のいい点や悪い点を指摘する方法である。これは大学における藤岡の教育実践の中から生まれたもので、授業に関する議論を促進しつつ研究会参加者の参加を促す方法として、「授業づくりネットワーク」運動を通して広まっていった(藤岡[1988e])。
3. この時期には『SAPIO』などの国際ビジネス情報誌も続々と発刊されるなど、ビジネスマン向けの言説がポピュラーになっていた(伊藤[2019: 41-42])。

文献

- 明戸隆浩 (2016) 「ナショナリズムと排外主義のあいだ：90年代以降の日本における『保守』言説の転換」『社会学年誌』 57: 45-62.
- 藤岡信勝 (1976) 「『学力』 規定と教育実践はどうかかわるか」『現代教育科学』 19(9): 24-41.
- (1978) 「学習指導要領と到達目標」『現代教育科学』 21(13): 72-78.
- (1980a) 「学力・評価研究の展望と課題」『現代教育科学』 23(8): 158-169.
- (1980b) 「教科書研究と教育内容の自主編成」『現代教育科学』 23(1): 47-52.
- (1982) 「自動車を分解して『日本経済』を学ぶ」『現代社会』 8: 106-116.
- (1983a) 「科学的な社会認識の形成と社会科の授業：『安井実践』をふまえて」大槻健・白井嘉一 (編) 『中学校社会科の新展開』 あゆみ出版, 97-121.
- (1983b) 「社会科教科書のあり方：魅力ある教材づくり」柴田義松 (編) 『教科書』 有斐閣, 75-127.
- (1986) 「教育技術法則化運動の可能性：向山洋一先生へ」『教育』 463: 28-39.

- (1988a) 「戦後教育研究にみる『教材研究と発問づくり』の問題」『授業研究』323: 17-26.
- (1988b) 「『授業づくりネットワーク』運動とは何か (4)」『現代教育科学』31(8): 96-103.
- (1988c) 「『授業づくりネットワーク』運動の提唱」『授業づくりネットワーク』1: 25-29.
- (1988d) 「授業づくりネットワーク運動をめざして」『教育』490: 60-67.
- (1988e) 「ビデオをとめて授業の腕を上げよう：ストップモーション方式による授業研究の提唱」『授業づくりネットワーク』4: 5-9.
- (1991) 「子供は教師をこえてゆく」『教育科学 社会科教育』354: 288-292.
- (1993a) 「『議論の文化』を育て民主主義社会を目指す教育」『授業づくりネットワーク』66: 124-133.
- (1993b) 「国際理解の視点 戦後社会科における取り上げ方を点検する」『教育科学 社会科教育』381: 88-94.
- (1994a) 「今、なぜ『ディベート』なのか」『授業づくりネットワーク』77: 13-18.
- (1994b) 「『戦後民主主義』と社会科」『教育科学 社会科教育』387: 98-102.
- (1994c) 「藤岡信勝講演／二十一世紀社会科の展望」『教育科学 社会科教育』400: 120-133.
- (1994d) 「法則化十年とネットワーク運動の現在」『授業づくりネットワーク』79: 6-10.
- (1996) 『近現代史教育の改革：善玉・悪玉史観を超えて』明治図書出版.
- 藤岡信勝・向山洋一 (1988) 「教育課程の自主編成で面白い授業をするのがプロ教師だ」『季刊教育法』71: 10-29.
- 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会.
- 堀尾輝久 (1993) 「教育科学研究運動の歴史と発展：『教育科学研究会』（教科研）のあゆみを中心に」『教育学研究』60(1): 47-50.
- 石原慎太郎・小川和久・渡部昇一 (1990) 『それでも「NO」と言える日本：日米間の根本問題』光文社.
- 石井英真 (2017) 「授業の本質と教授学：教えることの-artをすべての教師のものに」田中耕治（編）『戦後日本教育方法論史（上）：カリキュラムと授業をめぐる理論的系譜』ミネルヴァ書房, 167-186.
- 伊藤昌亮 (2019) 『ネット右派の歴史社会学：アンダーグラウンド平成史1990-2000年代』青弓社.
- 岩崎稔／シュテフィ・リヒター (2005) 「歴史修正主義：一九九〇年代以降の位相」倉沢愛子・杉原達・成田龍一（他編）『岩波講座 アジア・太平洋戦争1 なぜ、いまアジア太平洋戦争か』岩波書店, 357-392.
- 上丸洋一 (2011) 『『諸君！』『正論』の研究：保守言論はどう変容してきたか』岩波書店.
- 加藤章 (2013) 『戦後歴史教育論：日本から韓国へ』東京書籍.
- 北岡俊明 (1986) 『ディベート発想のすすめ：交渉・説得・論争の技術』こう書房.
- 小玉重夫 (2013) 「政治：逆コース史観のアンラーニング」森田尚人・森田伸子（編）『教育思想史で読む現代教育』勁草書房, 37-55.
- 子安潤・久保田貢 (2000) 「初期『主権者教育論』の研究」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』3: 9-16.
- 倉橋耕平 (2018) 『歴史修正主義とサブカルチャー：90年代保守言説のメディア文化』青弓社.
- 栗原幸治編 (1991) 『出版指標・年報 1991年版』全国出版協会出版科学研究所.
- (1994) 『出版指標・年報 1994年版』全国出版協会出版科学研究所.
- 松本道弘 (1989) 『これがディベートのやり方だ！』中経出版.
- (1994) 「日本語ディベート提唱20年」『授業づくりネットワーク』77: 6-12.
- 見田宗介 (1977) 『現代社会の存立構造』筑摩書房.
- (1979) 『現代社会の社会意識』弘文堂.

- (1984)『新版 現代日本の精神構造』弘文堂.
- (2012)『定本 見田宗介著作集Ⅲ 近代化日本の精神構造』岩波書店.
- 宮原武夫 (2009)「戦後歴史教育の課題・運動・実践の総括」『社会科教育研究』107: 46-57.
- 盛田昭夫・石原慎太郎 (1989)『「NO」と言える日本：新日米関係の方策』光文社.
- 向山洋一 (1986)「法則化運動は全国津々浦々へ：藤岡信勝先生へ」『教育』463: 40-49.
- 永吉希久子 (2019)「ネット右翼とは誰か：ネット右翼の規定要因」樋口直人・永吉希久子・松谷満 (他)『ネット右翼とは何か』青弓社, 13-43.
- 西尾幹二・西部進 (1998)「我らをドンキホーテと呼ばば呼べ」『諸君!』30(5): 186-199.
- 二谷貞夫 (1988)「社会解体の意味するもの：その6章」『にいがたの教育情報』20: 31-37.
- 野田宣雄 (1991)「湾岸から日本に放たれたミサイル」『文藝春秋』69(3): 130-133.
- 落合信彦 (1989)『1990's 世界はこう動く』集英社.
- 小熊英二 (1998)「『左』を忌避するポピュリズム：現代ナショナリズムの構造とゆらぎ」『世界』656: 95-105.
- (2002)『〈民主〉と〈愛国〉：戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社.
- 小熊英二・上野陽子 (2003)『〈癒し〉のナショナリズム：草の根保守運動の実証研究』慶應義塾大学出版会.
- 岡部牧夫 (2000)「歴史のなにを、どう修正するか：日本近現代史研究と〈国民〉の概念」歴史学研究会 (編)『歴史における「修正主義」』青木書店, 3-28.
- 岡崎久彦 (1983)『戦略的思考とは何か』中央公論社.
- 大前研一 (1989)『地球時代の新視点』プレジデント社.
- 堺屋太一 (1985)『知価革命：工業社会が終わる 知価社会が始まる』PHP研究所.
- (1991)『日本革質』PHP研究所.
- 佐藤隆三 (1991)『日米新時代への決断：グローバル・ユーズムで発想の大転換を』読売新聞社.
- 佐藤隆 (2005)「教師の成長と民間教育運動」『日本教師教育学会年報』14: 41-47.
- 鈴木秀一・藤岡信勝 (1975)「今日の学力論における二、三の問題：坂元忠芳氏の学力論批判」『季刊科学と思想』16: 92-109.
- 高橋徹 (1987)『近代日本の社会意識』新曜社.
- 高山次嘉 (1994)「“小・中・高校一貫の社会科”の解体と再構築」『社会科教育研究』71: 1-11.
- 田中直毅 (1991)「日本外交の基軸は何か」『中央公論』106(4): 88-102.
- 俵義文 (2001)『徹底検証 あぶない教科書：「戦争ができる国」をめざす「つくる会」の実態』学習の友社.
- 上杉聰 (2003)「日本における『宗教右翼』の台頭と『つくる会』」『日本会議』『季刊戦争責任研究』39: 44-56, 91.
- 氏家和彦 (1999)「自由主義史観とディベート論のあいだ：藤岡授業論の基本論理」『公民論集』7: 27-44.
- 和井田清司 (2006)「戦後『学力問題』の歴史的位相」『学校教育研究』21: 8-19.
- 渡部昇一 (1973)『日本史から見た日本人：アイデンティティの日本史』産業能率短期大学出版部.
- (1989)『日本史から見た日本人・昭和編：「立憲民主国」の崩壊と繁栄の謎』祥伝社.
- 山野車輪 (2005)『マンガ嫌韓流』晋遊舎.
- 全国出版協会出版科学研究所編 (1987)『出版指標・年報 1987年版』全国出版協会出版科学研究所.
- (1988)『出版指標・年報 1988年版』全国出版協会出版科学研究所.

誰かに対する義務において要求は中心を成すか？

——不確実性と人類の負う義務の観点から——

Rowan Cruft, *Human Rights, Ownership, and the Individual*, Oxford University Press, 2019.

柴田 龍人

1. イントロダクション

権利の重要性を誰もが認める一方で、権利の本質はいまだに解明されていない。権利とそれに相関する義務は、何をしたいか、何をしたいはダメなのかを決める際に、決定的な役割を果たす。その点で、権利は「切り札」であるとされる(Dworkin [1984])。一方で、権利の本質を巡る議論に決着は着いていない。権利とそれに相関する義務の本質の探究である権利論の問いとしては次のものが挙げられる。すなわち、権利義務はどのようにして生じ、なぜ生じるのか。義務に従わないことが重大なのはなぜか。権利を侵害することは、なぜその権利を保持する人に不正を働いたことになるのか。

数ある権利の中でも重要なのが人権である。なぜなら、人権は権利の部分集合であると同時に(Sangiovanni [2017: 179])、最高の規範的優先性を有する(Wenar [2013: 218])からだ。その点で、人権の理解のためにも権利の本質の理解が必要である。近年、人権の哲学的探求は社会的にも理論的にも重要性を増している(木山[2022: 2-10])。権利論から見た人権をめぐる問いとして、次のものが挙げられる。すなわち、人が人権を持つのはなぜか。人権を尊重するために、いかなる義務を誰が負うのか。

この問いに対して新たな答えを提示するのが、ローワン・クラフトの*Human Rights, Ownership, and the Individual (HROI)*である。クラフトは義務の「方向性」に注目する観点から自身の権利論を展開する。義務の方向性とは、

誰が誰に対して権利を持ち、義務を負うかということを示すものである。クラフトはこの方向性に基づく新たな理論である「権利の名宛説 [Addressive Theory of Rights]」を展開する(第一部)。そしてクラフトは、独自の人権論を展開し、立法などのルール制定がなくとも存在しうる自然的人権の正当化を行う(第二部)。

権利論には、主に二つの立場がある。すなわち、権利保持者の利益から権利を説明する利益説と、権利保持者の自由や選択から権利を説明する意志説である。しかし、両説ともに問題があるとされる。利益説には、権利保持者に利益を付与しない権利(判決を下す判事の権利など)を説明できないという問題がある。その一方で意志説には、意思能力のない存在の権利(動物や乳児の権利)を説明できないという問題がある。権利を巡る問いについて、両説ともに説得的な応答を提示できていない。それゆえ、従来の権利論は行き詰まりの様相を呈している(Duffel [2017: 187])。

この問題に第三の答えを提示するのが名宛説である。名宛説は、権利の説明を、権利保持者Xと権利に相関する義務を負うAという、義務の方向性が明示される形で行う。名宛とは、権利や義務、それらが命じる行為を「あなたに対するもの」「私のもの」という関係としてとらえることである。

それにより名宛説は、利益説と意志説それぞれの問題を解決する。権利保持者と義務を負う人の関係から権利を理解するので、名宛説は、

権利保持者に利益をもたらさない権利を説明できる。また、意思能力のない存在に対しても「あなた」として義務を名宛することで、名宛説は、意思能力のない存在の権利を説明できる。

名宛説は、権利論の行き詰まりを打破すると見込まれる点で注目に値する。もっとも、名宛説には問題点もある。本稿の目的は、クラフトが提示する名宛説の骨子を確認し(第二節)、その問題点を明らかにすることである。その問題点とは「要求〔demanding〕」が成立しない権利義務の形態が存在する点である。クラフトは要求を、全ての方向づけられた義務の中心的部分を成すものとして提示する。それにもかかわらず要求が成立しない事例がある。この点を明らかにするために、本稿は次の二つの事例を示す。第三節は、不確実性が伴う権利義務の事例で要求が成立しないことを示す。第四節は、クラフトの人権論における義務の負い手である「人類」に対する権利では、要求が成立しないことを示す。

II. 名宛説の骨子

本節では名宛説の骨子を確認する。II.1節は名宛説における、義務の方向性が成り立つための形式的条件を確認する。その条件とは「私のあなたに対する」権利・「私のあなたに対する」義務という形式で権利義務を捉えることである。II.2節は、クラフトが全ての方向づけられた義務の中心にあると提示する「要求」の、名宛説における立ち位置を確認する。

II.1 名宛に基づく義務の方向性の説明：名宛説の形式的条件

クラフトはまず、方向性のある義務とない義務を区別する。方向づけられた義務とは誰かに対して負われている義務であり、その侵害がその人に対する不正になる義務である。対照的に、方向づけられていない義務の侵害は特定の誰か

に対する不正を含意しない(pp. 11-12¹¹)。

クラフトの名宛説は、義務が方向づけられていることを次のように説明する。

次の形式的条件が満たされる場合にある義務は、Aが負うXに対して方向づけられた義務となる。

Aが負うXに対する義務は、次の三つを形式的に要求する。第一に、Aが「私によって行われる」ものとして自身の行為を理解することである。第二に、Xが「私に対して行われる」ものとしてAの行為を理解することである。第三に、Aが「あなた(X)に対するもの」として自身の行為を理解することである(p. 64)。

義務の方向性は、義務の命じる行為が誰に対する行為であるかに応じて決まる。クラフトは、当事者らが行為を「誰の」「誰に対する」ものとして受け止めるかということを、人称的構想と呼ぶ(p. 45)。

またクラフトは、方向づけられた義務を負われている当事者が権利保持者となるかどうかは、その義務に関連する権能〔powers〕の内容と強さに応じて決まるとする。次の小節で検討する義務の履行の要求以外に、クラフトが挙げる権能としては次のものがある。すなわち、義務の履行の執行、補償の要求や執行、義務の解除、義務の侵害に憤ることなどである。方向づけられた義務を負われている当事者の中で、このような権能を多く持ち、強力な形で行使できる当事者は、権利保持者となる(pp. 80-83)。

II.2 「XのAに対する」要求

次に、クラフトが全ての方向づけられた義務の中心を成すと提示する、「要求」を確認する。クラフトが提示する要求とは、相手が義務を負う事柄を行うよう呼び掛けることである(p. 42)。

クラフトは、全ての方向づけられた義務の中心には要求があるとする。クラフトはその理由を次のように提示する。すなわち、自分自身のための要求を行うことができれば、自身に対する義務がもたらす重大な立場を当事者が把握していると十分いえるからである(p. 40)。その立場の一つは、「私に対する」行為を義務が命じているという、形式的条件の第二の人称的構想を構成する立場である。

クラフトは要求と人称的構想の関係を詳述しているわけではない。ここで役立つのがボーウエンの分析である。ボーウエンは、要求と人称的構想を次のように分析する。すなわち、義務の命じる行為が自身に対する行為であることを認識しないまま私があなたに要求を行った場合、私はその義務を正しく評価していないことになる。人称的構想に沿わない私の要求は、第三者が行った要求と同じであり、義務の命じる行為の私にとっての重要性をあなたに認めさせることができない、と(Bowen [2021: 185])。この点で要求は、義務の方向性の中心を成す。

Ⅲ. 要求が成立しない権利義務の形態①： 不確実性

クラフトの権利論における全ての方向づけられた義務で、要求は中心を成すことを確認した。それにもかかわらず、要求が成立しない事例が存在する。その一つは、義務の履行に不確実性が伴う事例である。本節は、このような場合に要求が成立しないことを示す。

義務の履行に不確実性が伴う事例として次の例が挙げられる。すなわち、私が競馬の当たり馬券(但し一枚だけで、全通りを買うことはできない)を買うという約束を、私があるにする場合である。この例で、私は当たり馬券を買う義務を負う。しかし、私は確実に当たり馬券を買うことはできない。なぜなら、馬券を当てることには不確実性が伴うからである。当たり

馬券を買うためには、私は馬券を買う必要がある。当たり馬券を買う確率を高めるために、私は予想を行うことができる。しかし、私は確実に約束を履行できるわけではない。なぜなら、私が約束を履行するためには、私の買った通りのレース結果がもたらされる必要があるからである。

不確実性を伴う義務の履行の要求は、要求の中心性に問題を提起する。その問題の一つは、義務を履行するための行為をした後だと、要求が成立しない点である。この時点だとあなたは、義務が履行されていないにも拘らず、要求を行うことができない。クラフトにとって、要求とは相手が義務を負う事柄を行うよう呼び掛けることであった(p. 42)。しかし、私が馬券を買い終わった後には、あなたは要求を行うことはできない。なぜなら、この時点では、義務履行のために私にできる行為は無いからである。義務を履行するよう求めるあなたの発言は、義務を負う事柄を行うよう私に呼び掛けていることにならない。

加えて、不確実性が伴う場合には、義務が命じる行為を行うことそのものを要求できない。要求できるのは義務の履行に関連する行為だけである。義務の内容は、「当たり馬券を買う」ことであった。しかしあなたは、「当たり馬券を買うこと」そのものを私に要求することはできない。当たり馬券を買うよう私に伝えることでああなたが実際に要求しているのは、当たり馬券を買うのに必要な「馬券の購入」や、当たり馬券を買う可能性を高める「予想」である。馬券を当てるには、私のコントロールできない状況の成立が必要であり、その状況を成立させるよう私に呼びかけることはできない。この点で、あなたの要求は、義務が命じる行為である「馬券を当てる」ことそのものを要求しているのではない。あなたの要求は、義務を負う行為を行うために必要な行為やその可能性を高める行為

を行うよう呼び掛けているにすぎない。

しかし、上述の義務は、その不確実性にも拘わらず、依然として方向づけられた義務である。あなたと私は、約束を通して権利義務を作り上げた。私は、当たり馬券を買うという行為を「あなたに対する私の」行為として理解する。あなたは、当たり馬券を買うという行為を「私に対するあなたの」行為として理解する。当たり馬券を買うことについての権利義務は名宛説の形式的条件を満たす。この点で、この義務も方向づけられた義務の一つである。

以上、要求が成立しない義務の形態の一つとして、不確実性を伴う義務を提示した。義務の履行のための行為を行った後、履行の成否を不確実性が左右する義務の形態がある。こうした義務において、この義務を負う人が履行に必要な行為や、履行の可能性を高める行為を行った後は要求を行うことができない。また、それらの行為を行う前の要求も、義務の履行そのものではなく、それらの義務の履行の可能性を高める行為を要求しているにすぎない。この点で、不確実性を伴う義務には、要求が成立しない場合が存在する。

IV. 要求が成立しない権利義務の形態②： 人類が負う義務

クラフトが標準化された権利論を構築すべく、議論の単純化のためにリスクや不確実性を捨象することは許容されるかもしれない。だがその場合でも、クラフトは要求が成立しない義務の形態に向き合わなければならない。要求の不成立の問題は、クラフトが第二部で展開した人権の正当化にも関わる。彼にとっての人権とは、個人の人間の善が主要な理由となって基礎づけることで自然的に生じる権利と、それを法制化した権利である(pp. 124, 150-151)。このクラフトの人権論において、要求が成立しない義務の形態が存在する。それは、「人類」が負う義務

である。

クラフトは、人権と相關する義務の負い手の一つは「人類」とであると論じる。クラフトは、このことを導く直観を次のように述べる。すなわち、ある人の生存や医療などへの自然的人権が侵害された際に人類が不正を働いたことは明白である、と。例えば、豊かな現代世界で飢え死にする人がいたなら、それは人類が働いた不正であるとクラフトは考える(pp. 154-155)。

クラフトは、この直観を補強するために二つの理由を提示する。第一に、人類が義務を負うとするのは、クラフトが人類を独自の共同体とみなすからである。それぞれの人間が人類という共同体の一部であり、その人類という共同体は行為可能であると、クラフトは述べる。しかし、義務の担い手としての人類がどういうものかについて、クラフトは答えを提示していない。第二に、人類が義務を負うのは、個人の人間の行為者を義務の担い手とする前提を、クラフトは疑うからである(pp. 155-156)。

クラフトは、自然的義務の担い手を人類とすることが非常に論争的であることを認める(p. 154)。この点に関する議論が論争的である理由の一端は、人類に要求を行えるかが不明瞭であるという点にあると考えられる。以下では、クラフトの要求の中心性と人権論を批判するために、何に対する要求が人類に対する要求になるのか分からないということを示す。

議論のために、クラフトの直観に従って「義務の不履行によって人類全体が不正を働いた」ということを認めたとしよう。しかし、そうだとすると、「人類全体に対して義務の履行の要求が可能である」ということは含意されない。なぜなら、何に要求すれば人類に対する要求になるのかが不明だからである。

何に要求を行ったとしても、それは人類に対する要求を含意しない。あなたが私に要求をしたとしても、それは人類に対する要求でなく、

私に対する要求に過ぎない。あなたが政府や国連に要求を行った場合も同様である。あるいは、SNSやメディアを通して要求を掲載することが人類に対する要求になるかもしれない。人類全員の一人ひとりが人類としてその要求を受け取るなら、あなたは人類に対する要求をしたことになるかもしれない。たとえそうだとしても、あなたの要求は人類に対する要求になったかはわからない。なぜなら、それは、人類の一人ひとりが人類として要求を受け止めたにすぎず、クラフトが考える共同体としての人類が受け止めたということを含意するわけではないからである。この点で、何に要求を行えば、人類に対して要求を行ったことになるかは明らかではない。

クラフトは、人類がどういう存在なのかを、より詳しく説明すべきであった。その点が不明瞭であるせいで、どのようにすれば人類に対して要求を成立させることができるのかも不明瞭になっている。そして、義務にとって中心的な位置を占めるはずであった要求は、人類が負う義務の場合に、曖昧なものとなっている。このことは、クラフトの要求の中心性と人権論の両

方に疑問を投げかける。

V. 終わりに

以上、HROIの問題点を指摘した。その問題点とは、要求が成立しない方向づけられた義務があるという問題点である。本稿は、そのような義務の例として、義務の履行にリスクや不確実性が含まれる場合と、人権と関連する義務を人類が負う場合を提示した。この点が、名宛説の問題として挙げられる。

要求が成立しない事例の一つが、義務の履行に不確実性が伴う場合であった。履行に不確実性が伴う行為に関する権利義務は、これまでの権利論が十分な注意を払ってこなかった領域である(Placani et al. [2018: 356])。不確実性が提起する問題は、クラフトだけでなく権利論全体が取り組むべき問題である。なぜなら、我々の行為の多くが意図しない結果をもたらす不確実性を伴っているからである。このような行いを巡る問題に対峙し、不確実性を取り込みながら権利に対する理解を改訂することが、これからの権利論の大きな課題になるだろう。

註

1. 特に断りがなくページ数のみ表記しているものは、HROIからの引用である。

文献

Bowen, David (2021) "Addressing the Addressive Theory of Rights," *Journal of Applied Philosophy*, 39(2): 183-193.

Cruft, Rowan (2019) *Human Rights, Ownership, and the Individual*, Oxford: Oxford UP.

Duffel, Siegfried van (2017) "Adequacy Constraints for a Theory of Rights," in Mark McBride (ed.), *New Essays on the Nature of Rights*, Oxford: Hart Publishing, 187-202

Dworkin, Ronald (1984) "Rights as Trumps," in Waldron, Jeremy (ed.), *Theories of Rights*, Oxford: Oxford UP, 153-167.

Placani, Adriana et al. (2018) "Ethics and Risks: Approaches and Issues," *Ethical Perspectives*, 25(3): 355-361.

Sangiovanni, Andrea (2017) *Humanity without Dignity: Moral Equality, Respect and Human Rights*, Cambridge: Harvard UP.

Wenar, Leif (2013) "The Nature of Claim-Rights," *Ethics*, 123(2): 202-229.

木山幸輔 (2022) 『人権の哲学：基底的价值の探求と現代世界』 東京大学出版会.

受稿2022年9月6日／掲載決定2022年9月28日

「理想ぎらい」への処方箋

—『ユートポフォビア』の批判的検討—

David Estlund, *Utopophobia: On the Limits (If Any) of Political Philosophy*, Princeton University Press, 2020.

若林 悠人

「それは理想主義的だ。」日常的な感覚からすれば、大抵は褒め言葉ではない。実証的な社会科学にとっても、現実的な条件を度外視した結果、与えられる説明が対象の実際のあり方からかけ離れることは望ましくないであろう。だが、規範的な政治哲学においては、現実と(ときに大きく)異なる理想的な社会の条件が探究されてきた。マキャヴェッリのように理想的な前提や目標を忌避する立場も当然ある。とはいえ、それらも現実には何らかの変革を迫る以上、まったくの現状肯定ではあり得ない。しかし、理想を提示する理論の価値や役割を問い直す議論は「理想理論/非理想理論」論争などと呼ばれ、近年急速に蓄積が進んでいる。『ユートポフォビア』にて、デイヴィッド・エストランドはそうした「メタ政治哲学」的課題に取り組み、政治哲学がいかなる意味で理想的な原理を探究すべきかを考察している。本論は、この根本的かつ困難な問いに対する本書の議論(第Ⅰ～Ⅴ部)を整理した上で、その問題点を指摘する。

Ⅰ. 概要

本書の最も重要な主張は以下の一節に集約される。

【理想の擁護】

社会正義の理論や構想が、今までのどんな社会によっても満たされる見込みがほとんどあるいは全く無い、高い基準を設定するとしても、それはその理論や構想における欠陥では

ない。そのような理論はそれでも真でありうる。(p. 26⁽¹⁾)

一見この主張は、認め難いほどにユートピア主義的な改革を要請するもののように思われる。だが、そうではない。第Ⅰ部で導入される用語の定義は重要である。ここでの「高い基準を設定する」理論とは、「全ての人は平等な権利を持つべきだ」とか「政府は民主的に権威づけられるべきだ」のような「原理」についての理論を指す。こうした原理と、具体的な改革の「提案」とは明確に区別される。ここで擁護されるのは、あくまで原理についての理想主義(Principle Idealism)であり、提案が現実主義的(Proposal Realism)であるべきなのは当然である(p. 40)。また、本書は特定の正義原理の構想を擁護するのではない(p. 11)。専ら、理想的な正義原理一般への批判に対する精緻な反論が展開される。

第Ⅱ部では次の主張が反駁される。

【人間本性による制約】

人間本性とそれが伴う動機づけの欠如のために満たされないであろう事柄を要求するという点で人間本性を無視した基準や要求を課す規範的政治理論には欠陥があり、よって誤っている。(p. 87)

多くの思想家はこの動機づけに関する制約を所与としているが、本書はこれに反対する

(pp. 87-89)。とはいえ、本書が能力的に不可能な要求を課す原理を支持するのではない点は注意すべきである。「当為は可能を含意する」という周知の原則は破られない(p. 27)。私が空を飛ぶことは能力的に不可能なため、私が空を飛ぶべきだという要求は認められない。ただし、ここでの「不可能」の意味は通常理解よりずっと限定的である。ある行為が不可能だ(can't)ということは、それをする見込みがない(will not)ということではない。例えば、ある教授が講義中に滑稽なダンスをする見込みはほぼゼロだが、それは教授がそのダンスを(能力的に)できないからではない(p. 27)。さらに、ある行為ができないのは、動機づけの欠如によって自分自身を行為する気にさせられない(can't will)ということとも異なる(p. 91)。そしてこれらの区別は、議論の対象を社会の全成員に広げても同様である。一部の正当化・免責可能な例外はあるとしても、動機づけの欠如による見込みの無さを根拠に、原理において「可能」なことの上限が低く見積もられるべきではない。

単に歴史的・社会的偶然性を捨象するのではなく、道徳的に悪い事実(bad facts)による制約を拒むような社会正義の原理が、第三部では「最上正義」(prime justice)として定式化される。ここでの問題は「条件/譲歩のジレンマ」である。道徳的に悪い事実に譲歩して選ばれた原理は譲歩的であり不正義を含みうる一方、「もし悪い事実が存在しないならば、(～すべき)」と条件付きで示される原理は、条件から外れた非理想的社会に対して何の要求も課せないというジレンマがある。だが、最上正義は個人の道徳的欠陥に譲歩せず望ましい社会構造を無条件に要求するため、このジレンマは乗り越えられる(pp. 189-190)。遵守を欠く非理想的社会においても最上正義が「要求されている」ことは何ら変わらない。そのため最上正義は、「社会構造に関するものだけではなく、あらゆる道徳的基

準に関連する領域での全ての行為者の(連言的な)遵守を要求する」、いわば「全域最上要求」(global prime requirement)の一部である(p. 196)。

しかし、最上正義を含む全域最上要求のアイデアは「誰に義務があるか？」という難題を招く(p. 208)。そのため、第四部では複数の行為者と義務の関係が検討される。あらゆる行為者が(ともに)ある行為Xをすることを要求することは、その中の特定の個人がXをすべきだという要求を必ずしも伴わない。この点は重要である。AとBの2名がともにXするならば実現される道徳的善さがあり、よって「AとBはXすべきだ」が真だとしよう。だが、もしBがXしないことが明らかな場合、それでもなおAがXすべきだとは言えない。すなわち、「(AかつB)がXすべきだ」は「(AがXすべき)かつ(BがXすべき)」を含意しない。義務に分配法則は成り立たないのである(p. 234)。よって、最上正義の要求は「『AとBが行為Xをする』』ということがあるべきだ」という「複数形要求」(plural requirement)の形をとる(p. 231)。これは「BがXするならば、AもXすべきだ」(逆も然り)ということは含意するが、BがXしない場合にAの義務を直接特定するものではない⁽²⁾。

そうすると、遵守の見込めない非理想的世界に生きる我々にとって理想の価値とは何か。第五部では、規範理論が実践的価値を持たないならば無用だとする「実践主義」(practicalism)の乗り越えが試みられる。歴史を顧みれば、社会正義の理想がかつては信じられなかった道徳的進歩をもたらすという点で実践的価値を持つことはあり得る(p. 260)。だが、原理の要求事項を部分的に実現することに常に実践的価値があるとする楽観的な推論は、「近似の誤謬」(fallacy of approximation)として退けられる。喩えると、3つ同時に飲むべき薬のうち1つだけを飲むことは全く飲まないより常に良いとは言えず、むしろ害を被る可能性すらあるのと同

様である(p. 274)。また、ジョン・ロールズの『正義論』における正義の諸原理は、その内の「平等な自由原理」が満たされないならば、その他の「格差原理」や「機会平等原理」を満たしてもより公正になるとは言えない。有名な(辞書的)優先性は、近似の誤謬の論理を理論化する一つの方法である(pp. 281-282)。理想的原理からの逸脱(=非充足)によって生じた価値の欠損を相殺するには、むしろ原理の(当初の)要求事項からのさらなる逸脱(相殺的逸脱: countervailing deviation)が望ましい場合さえある(p. 290)。こうした議論を経て本書が辿り着くのは、理想の非実践的価値の擁護である。哲学的知識の提供を受けつつ社会正義への関心を抱くことには内在的な(非実践的)道徳的価値がある(pp. 317-318)。この洞察が正しければ【理想の擁護】は改めて裏付けられることになる。

II. 批判的検討

冒頭で述べたように、本書は理想理論/非理想理論の論争にとって示唆深い。そもそも理想理論/非理想理論という枠組みは、ロールズの『正義論』に由来する。『正義論』の大部分は、社会の成員が正義原理を遵守する理想状態を扱う理論(理想理論)に捧げられている。ロールズが理想理論から始めるのは、それが「より喫緊の諸問題を体系的に把握するための唯一の基盤」を提供すると考えたからである(Rawls [1999])。一方、アマルティア・センらは理想理論が不要である、または特定の価値に偏重するなどとして、より現実的な条件や選択肢に焦点を合わせた非理想理論のみを擁護した(Sen [2009], Mills [2005])⁽³⁾。そのため従来の主な争点は、理想理論が実践的に有用か否かであった。

本書は、理想の実践的価値を自明視しない点で理想理論の支持者の多くとは一線を画す。確かに、理想の非実践的価値に目を向けるという結論は興味深い。しかし、それゆえに理想の実

践的価値に対する評価が不十分ではないか。本論の残りではこの懸念に焦点を絞る。主な検討対象は第V部だが、指摘する問題は本書全体に関係する。

すでに見たように、本書は理想的原理の部分的実現に実践的価値の根拠を見出す推論を近似の誤謬とした。これは理想の実践的価値を重く見る立場からすると古典的だが厄介な問題である。すぐに思いつく応答はこうである。「近似の誤謬は、あらゆる近似に価値があるわけではないとする点で正しいが、あらゆる近似に価値が無いわけでもないのだから、近似の成功例に注目すべきだ。」だがこれは核心的でない。本書でも個々の近似が独立に価値を持つ可能性は全く否定されていないからである(p. 275)。

問題は、本書が理想的原理と価値評価尺度を明確に区別しないことで、現実的な比較評価における理想の実践的価値を過小評価している点である。確かに、理論の価値を社会変革の選択における実践的役割に求め、かつ、比較ができれば合理的選択にとって十分だとする立場にとっても、理想的原理の示す正/不正の区別が不可欠であるという点は本書でも示されている。正/不正区分を欠いた比較は、(奴隷制が不正だとすら言えず)無意味なものにならざるを得ないためである(pp. 263-264)。だが、これはあくまで消極的な論証である。なぜなら、正/不正区分が比較評価の必要条件だとしても、(以下で見るように)原理それ自体では豊かな比較を行えないならば、理想的原理の理解によってこそ適切な比較の実践が可能になる、とまでは言えないためである。

さらに本書では、近似や相殺的逸脱を考える上で理想的原理を理解する意義は、原理内の特定の要素の価値が他の要素に依存するか否かを知る点にあるとされる(pp. 294-295)。理想的原理への近似によって得られる部分的要素が、理想において他の要素に依存せず独立した価値を

有するならば、その近似は価値の向上を伴うと言える。だが、この議論からはそれ以上の積極的な意義は導かれなため、やはり理想的原理が比較評価一般に通用するとは言い難い。

こうした限界は、本書の最上正義の理解によるところが大きい。最上正義原理自体が社会に下す評価は、本来「二値的」(binary)なものにならざるを得ない。なぜなら、その要求が満たされない非理想的状況に対する評価を、原理の要求事項の部分的充足(=近似)の「程度」によって与えることはできないからである。そのため、原理が提示する「高い基準を理解することは、基準が十全に満たされない場合の価値序列を理解するために有用ではない」(p. 279、傍点は筆者)。よって、最上正義原理自体が与える評価が原理の「充足or非充足」という0/1判定以上のものだと考える強い理由は無い。

だが、こうした二値判定は困難に直面する。近似の誤謬や相殺的逸脱の議論は、非二値的な評価を要請するからである。二値判定において、理想的原理への部分的近似はいずれにせよ等しく非充足であり、価値的に改善とも悪化とも言えない。一方、近似はときに「大惨事」(disaster)を招くともされる(p. 281)。原理の要求事項のうち、制度的要素のみを個人の「動機や振る舞い抜きに」実現するならば、大惨事になりうる(p. 150)。これが近似の前より価値的に悪い(そうでなければ大惨事とは言えない)ならば、これは非理想的社会への価値評価が、実は本書においても充足/非充足の二択より豊かなものであることを示している。じっさい、「不正のカテゴリー内に序列がある可能性」は許容されている(p. 360)。だが、その序列をいかにして知ることができるのかは明らかではない。次のような問題を考えてみよう。

【価値評価のトリレンマ】

1. 社会に対する、正義理論の観点から見た

価値評価は、最上正義原理のみに依拠する。

2. 最上正義原理の構造に依拠した価値評価は、充足/非充足の二値判定だけである。
3. あらゆる非理想的社会に対する、正義理論の観点から見た価値評価は等しくない。

これら3つは同時に成り立たない。(1)と(2)を受け入れると、非理想的社会に対する価値評価は等しく非充足となり、(3)に反する。このトリレンマを解消するには、少なくとも(1)(3)のいずれかを放棄あるいは緩和する必要がある⁽⁴⁾。

一つの方法として、二値判定しかできない原理自体と、原理の充足により実現される価値の評価尺度を理論上は区別することで、(1)を緩和することが考えられる⁽⁵⁾。ここでは価値評価尺度を「しかじかの価値がより実現された社会は、そうでない社会よりも道徳的に高く評価される」という相対的で非二値的な尺度だとする。ある近似を大惨事と評価できるのは、原理の充足の程度に還元されない価値評価尺度を我々が都度参照するからである。こうした尺度があれば、非理想的社会に対する比較評価は可能になる⁽⁶⁾。

この価値評価尺度は、本書が「包括的理想」と呼ぶものとは異なる。包括的理想とは、相殺的逸脱のために参照される高次の理想であり、個々の理想的原理は包括的理想を特定したものとして理解される(p. 301)。だが、これはあくまでより抽象的に理想を示すものであり非二値的な評価を可能にはしない。じっさい包括的理想が持ち出されるのは、それによって第二の理想が特定され、第二の理想的要求を満たすことが第一の理想からの逸脱による価値の欠損を「完全に相殺する」場合である(p. 302)。

原理と価値尺度を区別するとはいえ、価値尺度において最高の評価は原理を十全に満たす社

会に与えられるはずである⁽⁷⁾。その意味で評価尺度は原理と適切に関係していなければならない⁽⁸⁾。だが、非理想的社会に対する価値尺度は直観的に得られるため、理想的原理の充足により実現される価値に関する尺度とはそもそも別の尺度である、という反論があるかもしれない。しかし、本書も指摘するように「直観的に堅固な『より公正だ』という単なる比較判断は存在するが、それらの多くは前・理論的な」ものである(p. 265)。前・理論的判断に基づく比較評価によっては、特定の近似や逸脱が正義理論の観点から価値を向上あるいは悪化させているとは言えない。確かに正義理論が直観的判断の集積によって構想される可能性はあるが、そのことは任意の直観的判断が正しい比較評価を導くことを全く保証しない。

本書が理想の実践的価値を軽視していないか、というのが本論の懸念であった。だが、価値評価尺度に実践的価値があるのならば、結局(それと区別される)理想的原理の理解に実践的価値はないのではないか、という批判はありうる。しかし、原理によって説明されない価値評価尺

度の正当化がいかにして可能だろうか。原理を欠いた価値尺度は盲信的な教条となる危険があるばかりか、その価値がいかなる要求を満たすことによって実現されるかを論証しないため、人間社会にとって真に不可能な制度や行為を高く評価する可能性を排除できない。価値評価尺度において最善の社会的編成が(見込みはなくても)可能であることは理想的原理を通じて示される。このように考えるとき、理想的原理の理解には間接的だが重要な実践的価値のあるのではないか。

III. 結語

理想を描くことを拒む現実主義に対する批判が特別目新しいわけではない。丸山眞男[1995]は「現実的たれ」という命令が現実の一側面だけを強調する危険性を現実主義の「陥穽」と呼び指摘した。だが、本書は陥穽を警告する以上に理想に対する批判を丁寧な退けている点で特徴的である。上に見た懸念はあるものの、本書は概して説得的であり、今後のメタ政治哲学における重要な礎となるであろう。

註

1. 特に断りがなくページ数のみ表記しているものは、Estlund [2020]からの引用である。
2. AとBのなすべき行為が同じとは限らない。「『AがXを、BがY(≠X)をする』ということがあるべきだ」という複数形要求はあり得る。外科手術の場面を思い浮かべ、Xに「切開」、Yに「縫合」を代入してみよう(p. 211)。この複数形要求が真でも、BがYしないなら、AはXすべきとは言えない。
3. 誤解のないように言うと、ほとんどの理想理論の支持者は理想理論だけが必要だとは主張せず、非理想理論も重要だと考えている。
4. (3)を放棄するならば、非二値的な評価を断念することになり、やはり近似の誤謬は成立しない。以下では別の道を探る。
5. 価値尺度と原理を区別する議論はWiens [2015]にも見られる。
6. 本書の中では、「理論」(theory)と呼ばれるものが「それによって、ある状況を他より公正であるとするのが可能になるような説明であり、全てではなくとも多くの事例の序列づけを伴う」と手短かに言及されている(p. 266)。この「理論」が本論における価値評価尺度に匹敵するものならば、ここでの提案は本書の立場

とそれほど大きく隔たらないとも言える。だが「理論」と原理の関係や、序列を伴う根拠についての本書の論証は不十分であり、それこそが本論の問題視する点である。

7. 原理を十全に満たす社会には最高の価値評価が与えられる、とは言っていないことに注意されたい。
8. 原理と尺度の適切な関係性の内実についての問いは本論の範疇を超えるため、ここでは追求しない。適切な関係性の設定という新たな問題系が、原理/尺度の区別により浮かび上がるという点が重要である。ただし、評価を左右する変数と原理の要求事項の範疇の適合性などが適切な関係性の候補として考えられる。

文献

- Estlund, David (2020) *Utopophobia: On the Limits (If Any) of Political Philosophy*, Princeton: Princeton University Press.
- 丸山眞男 (1995) 「「現実」主義の陥穽」松沢弘陽・植手通有(編)『丸山眞男集(5)』岩波書店, 193-209.
- Mills, Charles W. (2005) “‘Ideal Theory’ as Ideology,” *Hypatia*, 20(3): 165-184.
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice, rev. ed.*, Cambridge: Harvard University Press. =(2010) 川本隆史・福岡聡・神島裕子(訳)『正義論』紀伊國屋書店.
- Sen, Amartya (2009) *The Idea of Justice*, London: Allen Lane. =(2011) 池谷幸生(訳)『正義のアイデア』明石書店.
- Wiens, David (2015) “Against Ideal Guidance,” *The Journal of Politics*, 77(2): 433-446.

『自制としての表現の自由』の批判的検討

——表現の自由の中立性——

Matthew H. Kramer, *Freedom of Expression as Self-Restraint*, Oxford University Press, 2021.

大工章宏

1. 本書の概要

本書は、法哲学や政治哲学、規範理論などの多岐にわたる領域において活躍している法実証主義者、マシュー・ヘンリー・クレイマーによる著作である。

本書において展開される議論は、「表現の自由 (Freedom of Expression)」を強く支持し、表現そのものに対する規制を不当なものとして基本的に拒否するものだ。著者は表現の自由について政治・道徳哲学的に検討する。そのうえで、表現の自由を支える原則について、どのような時代にも存在する統治システムにとって、どのような状態においても守らなければならない道徳的義務であり、そのシステムが追究する目的と手段に絶対的な制限を課すものと主張する (p. 1)⁽¹⁾。本書の特徴は、表現の自由の原則を、統治システムに課される自制の指針 (precept) としていることだ (p. 225)。

表現の自由、およびその原則について検討するにあたり著者によって提示されている重要な概念は大きく分けて4つある。第一に提示される重要な概念は、「コミュニケーション中立性 (Communication-neutrality)」⁽²⁾ と呼ばれるものである。これは統治システムが市民のコミュニケーション行為について、その行為の性格について制裁や利益を課す根拠として扱ってはならないというものだ (pp. 34-35)。たとえば、オリバー・ウェンデル・ホームズによる、混雑した劇場で悪意を持って「火事だ」と叫ぶことに対する制裁根拠の例は、コミュニケーション中

立性を保っているとされる (p. 36)。つまり、重大な社会的騒乱を誘発しようと意図的に試みた犯罪に対しての制裁であって、コミュニケーションの性格は制裁の根拠にされていないためだ。

第二に「内容中立性 (Content-neutrality)」が挙げられ、これはさらに2つに分けることが可能であり、「主題中立性 (Subject-neutrality)」と「観点中立性 (Viewpoint-neutrality)」とに区別される (p.27)。このうち前者は、表現される主題を制限することによって侵されるものである。たとえば、広告を提示できる公共の場において、妊娠中絶を主題とする広告の掲載を拒否することは、その中立性を侵すことになる。そして後者はある主題に対して特定の観点を示したものを選択して掲示させないことによって侵されるものであり、例としては妊娠中絶の議論に対する賛否の立場を示す広告のうち、一方の立場の広告の掲載を拒否することが挙げられる。

第三に重要な概念は「発言者中立性 (Speaker-neutrality)」と呼ばれるものであり、たとえばかつてのイギリスにおけるシン・フェインのメンバーの声をラジオやテレビで放送することを禁止し、彼らのメッセージを代役に喋らせることのみ許可をするといった状況が挙げられる。

これは発言者のアイデンティティに基づく不利益だけでなく、アイデンティティに基づく優遇を行っているかどうかに関わるものだ。ここ

で著者は現代リベラリズムの鎗矢でもあったジョン・ロールズ⁽³⁾を含む、リベラル・デモクラシーの価値を擁護する著名な人物であってもこの中立性について見落とすことがあると指摘している (pp. 39-40)。この指摘は、表現の自由を重視するような立場からも、発言者中立性は忘れられがちであることについて注意を促すものである。

第四に示されるのは「コミュニケーション非依存性 (Communication-independence)」とされる概念であり、これは行為の内容と文脈によって判断されるものだ (pp. 66-67)。この概念は形容詞的であり、不正とされる行為がコミュニケーションそのものに依存しているかどうかに関わるものである。

たとえば、集団暴行という不正行為には、直接暴力行為に参加せずとも、それを扇動するようなコミュニケーションを伴う場合もある。しかし、集団暴行という不正行為の構成に、そのようなコミュニケーションは必須なものではないため、コミュニケーション非依存性を集団暴行という不正行為は備えている。

著者は、これら4つの概念に基づいて表現の自由の侵害となるのかどうか判断されるべきであり、キャサリン・アリス・マッキノン [1993] を始めとするポルノグラフィ禁止 (規制) 論や、ジェレミー・ウォルドロン [2012] によるヘイトスピーチ禁止論は表現の自由を侵害するものであると最終的に結論づけている。ただし、あくまで「表現として」なのであって、実際の性的加害や差別的行為についての規制を否定するものではなく、むしろそれを行わなければならないと主張していることには留意すべきだろう。

II. 表現の自由の独立と中立性

本書における主張は、概観すると表現の自由の侵害についての判断基準を、他の諸価値にお

ける判断基準から独立させて中立化する試みとして捉えることができるだろう。実際、著者は表現の自由の原則に基づいた政治・政策を行うことを統治機構に義務として求めているものの、その統治機構に求められるだろう他の諸価値の判断基準に対しての「折衝」を求めているし、それらによって表現の自由が制限されることを拒否している。ある表現を伴う行為が不正なものとして禁止される根拠は、表現そのものではなく、その行為自体の正当性とそれに至った文脈によるものだ⁽⁴⁾。

たとえば、経験的証拠はなくともポルノグラフィが暴力と強く結びついている可能性があることから規制を設けるべきというような主張 (Warburton [2009: 68]) や、経験的にポルノグラフィは攻撃や差別を行動化するものであって表現として保護するに値しないとといった主張 (Mackinnon [1993: 16]) に対して、本書で提示された議論の観点から簡潔に応答するのならば、その暴力的な行動が不正なのであって、表現そのものについての判断をそれと連結することは避けるべき、ということになるだろう。また、パートナーとなった人物は家事全般に従事すべきであって外で働くべきではないと、ある個人が「良いこと」だと信じて主張することは、禁止されるべきではないということになる。

著者によって提示された表現の自由とその原則は、表現の自由に対して譲歩、あるいは放棄を迫る、これまで他の諸価値から提示されてきた議論に対して非常に有効な応答となるだろう。しかしながら、本書で展開されている議論には難点もある。それは第一に、自由民主主義のみならず統治システムの役割を強調する必要はないのではないかという点であり、第二に、表現の自由が維持された状況下で生じた影響に対して介入する権原、あるいは正当性は政府にあるのかが示されていない点である。以下順次検討する。

Ⅲ. 表現の自由と自由民主主義の役割

表現の自由を、他の諸価値による判断から分離して中立化したことは表現の自由とその原則を正当化するには非常に有効であった。しかし本書では、表現の自由によってもたらされる結果に対して、統治システムとしての自由民主主義の原則による匡正、あるいは軽減を正当なものとしている点には、疑問の余地がある。それは、著者が本書において自由民主主義の定義を明確にしていないことも理由であるが、何よりも表現の自由とその原則に対する自由民主主義の原則の必然性が示されていないことである。

たとえば次の箇所のように、著者は自由民主主義の役割（あるいは基礎）を表現の自由によって禁止されない、非自由民主主義的思想の広がりを抑えるものとして考えている。

どんな統治システムであれ、不快なほど非自由主義的な考え方の広がりを合法的に食い止めることができる最も重要な手段のひとつが、学校やその他の教育プログラムのネットワークである。公共部門であれ民間部門であれ、すべての学校は、少なくとも部分的には、自由民主主義の基本的価値を理解し受け入れることを促すような授業や活動をカリキュラムに含めることを法的に義務付けられているはずだ。(p. 272)

表現の自由について自由民主主義を成立させる基礎のうちの1つとして論じることは問題ない。それは自由民主主義が表現の自由を伴うこと、つまり表現の自由とその原則の遵守をせねばならないということを示しているだけだからだ。これは自由民主主義に表現の自由は必然的に伴うと述べているのであって、故に表現の自由とその原則は自由民主主義の判断基準からの侵害や不正といった判断を受けることはないだろう。

しかし、表現の自由を擁護し維持する上で発生する可能性のある好ましくない結果を自由民主主義によって軽減、あるいは匡正すると論じた場合、本書で行われた表現の自由を中立化する議論の意義を薄れさせてしまう。なぜなら、表現の自由とその原則は中立を維持しているように見えるものの、それらは自由民主主義とセットで語られるべきものとして提示されている。これによって、表現の自由とその原則は自由民主主義によって支えられることを前提とした、自由民主主義における表現の自由の擁護、正当化として捉えられてしまう。つまり、表現の自由として擁護されるのは自由民主主義の統治システム下で達成されるものであって、それ以外のシステム下において達成される表現の自由は擁護されるのかどうかについて不明瞭になってしまう。このことはあらゆる時代、どのような統治システムにおいても表現の自由は道徳的義務として擁護され正当化されるという当初の意義を薄めてしまうだろう。

この自由民主主義において表現の自由は達成されるという認識は、ボルノグラフィの規制に対する応答においても顕れており、議論の説得力を弱めてしまっている。

ある統治システムが、ほとんどの種類のボルノの生産と流通を法的に容認する一方で、ボルノに関連する仮定や見解に対抗するために多面的な技術を用いるとき、そのシステムは自由民主主義の原則の下で課された責任を全面的に果たすことになる。表現の自由の原則を守りながら、正義と相互尊重の精神を促進する義務も果たしているのです。(p. 190)

つまり、表現の自由とその原則を維持することで生じうる懸念される状況は、民主主義の統治システム下で解決されるものとしているのだ

が、表現の自由とその原則にそのようなシステムが必ず伴うということは示されていない。それ故、その懸念を解決しなければならないのかが不明なままなのであり、さらにいえばその懸念される状況へ統治システムによって変更を加えようとするのは正当なことなのかという疑念を生じさせる。このことについて次節で指摘していく。

IV. 統治システムによる介入の正当性

前節で示したように、著者の議論において自由民主主義に基づく統治システムは、表現の自由とその原則を正当化したことによって生じる懸念される状況が生じた場合に、それを解消するか軽減するものとされている。しかし表現の自由とその原則に、そのような統治システムが必然的に伴うのかは示されていない。しかも、何故そのような状況に対して統治システムが対応せねばならないのかについての議論も存在していない。

このような状況が生じたのは、「これに関連して、『表現の自由』という言葉は、一般に、統治システムが表現の自由の原則を遵守することによって生じる状態を意味する。このような遵守は、統治システムとその民衆との間に、この原則が求める関係をもたらす」(p. 33)といった箇所や、「第一に、本書は主として政治哲学の著作である。表現の自由の原則は、主として統治システムとそのシステムが支配する民衆との適切な関係に関わるものだからである。」(p. 188)といった箇所に表れているように、表現の自由は統治機構が表現の自由の原則を遵守することで実現しうるものであると見ていることに起因すると思われる。

確かに著者が言うように、統治システムが表現の自由の原則に基づいて、表現の自由という状態を作り出すことを道徳的義務と捉えるならば、その状態維持のための介入も正当化される

だろう。しかしながら、表現の自由という状態を維持するために介入が正当化されていたとしても、何故表現の自由の原則によって生じた状況に対して介入せねばならないのかという点については説明が必要なように思われる。すなわち、表現の自由を侵さないある表現によって生じた状況について、統治システムが介入する義務や権利はあるのだろうかということだ。

表現の自由を侵さないで生じた状況への介入の例としては、民衆同士の表現の自由に関する論争的な問題、ある集会の主催者とその集会に反対する人々の間で生じる衝突とその結果について、統治システムが介入すべきかどうかの問題が適切だろう。この際の対応は本書においても取り上げられており、以下のような見解が示されている。

もちろん、野次や抗議行動の多くは、それ自体、コミュニケーション行為の一例である。したがって、過度に声高な野次や抗議行動に平和侵害の法的禁止が適用される場合、それは事実上、ある種のコミュニケーション行為を違法とすることになる。しかし、それは、そのコミュニケーション的性格のためではなく、その破壊性と暴力のために違法とされるのである。つまり、コミュニケーション行為としてではなく、深刻な公の秩序を乱す行為として違法化することになるのです。したがって、このような野次や抗議に対する法的制約は、表現の自由の原則と完全に調和することができる。(pp. 54-55)

確かにこのような見解は表現の自由の原則に則れば妥当なように思われる。それらの行為は、暴力や破壊を意図したものであって、コミュニケーション非依存であるためだ。著しく治安を乱すような行為は、政治哲学において自由を最

も重視するリバタリアニズムであっても禁止することに躊躇いはないだろう。しかし、表現の自由の原則に照らして問題のない表現に対して、なんらかの理由を付けて撤回や謝罪を求めることが続いた結果、その表現を行いたい人々が自粛や自主規制せざるを得なくなった場合はどう判断すべきか。エレナ・ケーガンによる指摘のように、統治機構は「(大衆が) 嫌うメッセージを抑制する権限を大衆に不適切に委譲する」(Kagan [1996: 463]) と見做し、主題中立性、もしくは観点中立性を侵しているとして介入すべきなのだろうか。あるいは、それを表現の自由の原則を侵さずに導出された新たな状況として受け入れるべきなのだろうか。本書は、これらの論点に対応するものとなっていない。

V. 終わりに

本書は表現の自由の検討において、有意義な議論を展開している。特に重要なのは、表現を含むある事柄やある行為について不正かどうかを判断する際に、その表現について不正であるかどうかを、平等を重視する観点、あるいは女性の権利重視する観点、心理的危害を重視する観点、といった他の観点から判断する状況を本書は拒否していることだ。つまり、表現の自由

における不正な状況は、本書で提示される表現の自由の原則に即しているかどうかによってのみ判断されるのであって、他の諸価値によって判断されるものではない。ある表現そのものについて不正かどうかを他の諸価値から問うことは、それ自体表現の自由の侵害に繋がるのだ。

しかしながら、統治システムによって表現の自由の状況が達成されることは確かだが、達成後の統治システムの介入に対する正当性についての検討は不足しているように思われる。おそらくその点については、より詳細に議論を展開する必要があった。

最後に、表現の自由に関する議論は、今後も大きな問題であり続けるだろうということを指摘しておく。いみじくもケナン・マリクによって、差別主義に対して差別的発言を禁止することは「あなたたちは、そうした感情を地下で悪化させるだけである」(Malik [2007: 81]) と述べられているように、昨今の表現の自由を取り巻く状況は危ういものを含んでいる。これは、政府による表現の規制だけではなく、市民による表現の規制についても検討が必要になるという問題をも提起することになる。それらの課題について検討する際にも、本書は資するものとなるだろう。

註

1. 特に断りがなく、ページ数のみ表記しているものは、Kramer, Matthew H. (2021) *Freedom of Expression as Self-Restraint*, New York: Oxford University Press. からの引用である。
2. コミュニケーション (的) [communication/communicative]と表現 (的) [expression/expressive]という間投詞について、クラマーは本書では (一部の節を除いて) 互換性のあるものとして扱うとしている (p. 24)。
3. 第一次世界大戦に対するアメリカの役割に反対する発言をしたユージン・デブスに有罪判決を下した不当な裁判について、ロールズによるデブスの立場を優遇するコメント(Rawls [2005: 351]) を例として取り上げている。
4. デイヴィッド・ヴァン・ミル[2021]が指摘しているような、表現の自由は絶対的ではなく、他の価値によって規制されるものであるという認識を退けることにもなっている。ミルのような表現の自由の絶対性を否定

する議論は、表現の自由における正しさと他の諸価値から導出される不正行為を混同しているように思われる。

文献

- Kagan, Elena (1996) "Private speech, public purpose: The role of Governmental motive in first amendment doctrine," *University of Chicago Law Review*, 63: 413-517.
- Kramer, Matthew H. (2021) *Freedom of Expression as Self-Restraint*, New York: Oxford University Press.
- MacKinnon, Catharine A. (1993) *Only words*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Malik, Kenan (2007) "Don't incite Censorship," *Index on Censorship*, 36(2): 81.
- Mill, David van (2021) "Freedom of Speech," Edward N. Zalta (ed.) *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2021 Edition), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/spr2021/entries/freedom-speech/>> 2022年12月17日DL.
- Rawls, John (2005) *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Waldron, Jeremy (2012) *The Harm in Hate Speech*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Warburton, Nigel (2009) *Free speech: A very short introduction*, New York: Oxford University Press. =(2015) 森村進・森村たまき(訳) 『「表現の自由」入門』岩波書店.

ABSTRACTS IN ENGLISH

Actions and Nonactions in Consequentialism: Focal Point, Reference Point, and Level

TAKAHASHI Rei

Standard act consequentialism directly evaluates actions. But how can and should, if any, consequentialists evaluate nonaction objects such as rules, motives, and social institutions? Since the mid-20th century, much ink has been spent on the validity of indirect consequentialist views, e.g., *rule-consequentialism*, *motive-consequentialism*, and *virtue-consequentialism*, as alternatives to act consequentialism. Furthermore, *global consequentialism*, a view that evaluates everything in terms of its consequence, has been gaining popularity in recent decades.

This paper concerns how consequentialism can and should assess nonaction objects. One challenge to this inquiry is conceptual and terminological confusion hindering an appropriate treatment of this question. Given this, the purpose of this paper is two-folded. First, I offer a framework that distinguishes three often overlooked concepts: *a focal point*, *a reference point*, and *a level*. Not only is this framework useful for my purpose, but it will also promote a general understanding of the structure of consequentialism. Second, I utilize this framework to examine conceptual spaces of consequentialist views that arise from it. Eliminating all views with at least *prima facie* difficulties, I ultimately conclude that, among the conceptually possible views, only two positions survive the scrutiny, viz., *act-local direct multi-level consequentialism* and *act-local indirect multi-level consequentialism*. Given this, we must return to the traditional debate between direct and indirect consequentialism.

**The Collective Consciousness behind Japanese Historical
Revisionism:
The Intersection between Postwar Educational Movements and Business
Books**

ANDO Keita

The pioneer of Japanese historical revisionism is Nobukatsu Fujioka, a former professor of education at the University of Tokyo. Previous research has shown that people's anxiety caused by changes in the modern social structure was the motivation for supporting his discourses. However, this explanation is oversimplified because it ignores the social and historical context at that time. This paper aims to clarify the collective consciousness behind Fujioka's discourses by analyzing them historically and examining how they intersect with other discourses sharing the context.

The improvement in the economic position of Japan and the criticism of economic friction from other countries evoked two kinds of collective consciousness. One was the necessity of internationalization to insist on opinions logically, and the other was the desire to predict the future facing the unclear economic situation. These consciousnesses made business books be in fashion. They encouraged business people to study debate techniques to think and express logically and Japanese history as a hint for future prediction. Fujioka, who regarded postwar education as outdated, agreed with these discourses. He developed debate as a method of teaching history, combining debate techniques and Japanese history. As a result, he provided 'Jiyuu-shugi-shikan' (a Liberal View of History) as a counter hypothesis for debating a Marxist view that predominated postwar history education.

『相関社会科学』第32号 執筆者（掲載順）

高橋 礼 東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻修士課程在学
安東 慶太 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学
柴田 龍人 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学
若林 悠人 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学
大工 章宏 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学



『相関社会科学』第32号 選考委員

井上 彰 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授
佐藤 俊樹 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授
坂井 晃介 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻助教

『相関社会科学』第32号 編集委員

成田 龍一朗 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学
小西 優実 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学
鈴木 亜湖 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学
小原 健人 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学

『相関社会科学』第32号

2023年3月1日

編集 『相関社会科学』編集委員会

発行 東京大学大学院総合文化研究科

国際社会科学専攻

東京都目黒区駒場3丁目8番1号

版下作成・印刷

星野精版印刷株式会社

東京都荒川区西尾久4丁目7番地6号

Komaba Studies in Society

vol. XXXII

Papers

- Actions and Nonactions in Consequentialism :
 Focal Point, Reference Point, and Level TAKAHASHI Rei (3)
- The Collective Consciousness behind Japanese Historical Revisionism :
 The Intersection between Postwar Educational Movements and Business Books
 ANDO Keita (21)

Reviews

- Demands and Directed Duties :
 On Uncertainty and Duties Owed to Humanity SHIBATA Ryuto (39)
- Prescription for Those Who Hate Ideals :
 A Critical Review of *Utopophobia* WAKABAYASHI Yuto (45)
- A Critical Examination of *Freedom of Expression as Self-Restraint* OE Akihiro (51)

- Abstracts in English** (58)

Department of Advanced Social and International Studies
Graduate School of Arts and Sciences
The University of Tokyo

2022